

福智町告示第174号

令和5年第3回福智町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月28日

福智町長 黒土 孝司

1 期 日 令和5年9月6日

2 場 所 福智町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

浦田 大介君

森野 和彦君

田寄みゆり君

石谷 光信君

橋本 騰馬君

尾崎さつき君

小松 繁信君

木戸 勝正君

朝部 壽君

楠木 静則君

堀江 政洋君

沼口 富生君

高津 鶴己君

木村 幸治君

日比生洋一君

矢野 博文君

原田 幸美君

皆川 高司君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和5年 第3回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和5年9月6日 (水曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和5年9月6日 午前8時59分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等(4指標)の算定結果報告書について
- 日程第5 認定第1号 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 発委第2号 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置及び委員の選任について
- 日程第7 議案第50号 福智町フットサルコート複合施設条例の制定について
- 日程第8 議案第51号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第52号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 福智町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第55号 令和5年度福智町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第13 議案第56号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第57号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第58号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 発議第1号 福智町議会広報特別委員会設置及び委員の選任について
- 日程第17 発議第2号 福智町議会議員定数削減特別委員会設置及び委員の選任について
- 日程第18 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等（4指標）の算定結果報告書について
- 日程第5 認定第1号 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 発委第2号 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置及び委員の選任について
- 日程第7 議案第50号 福智町フットサルコート複合施設条例の制定について
- 日程第8 議案第51号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第52号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 福智町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第55号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第56号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第57号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第58号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 発議第1号 福智町議会広報特別委員会設置及び委員の選任について
- 日程第17 発議第2号 福智町議会議員定数削減特別委員会設置及び委員の選任について
- 日程第18 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について

---

出席議員（17名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 浦田 大介君 | 2番 森野 和彦君 |
| 3番 田寄みゆり君 | 4番 石谷 光信君 |

5番	橋本 騰馬君	7番	小松 繁信君
8番	木戸 勝正君	9番	朝部 壽君
10番	楠木 静則君	11番	堀江 政洋君
12番	沼口 富生君	13番	高津 鶴己君
14番	木村 幸治君	15番	日比生洋一君
16番	矢野 博文君	17番	原田 幸美君
18番	皆川 高司君		

---

欠席議員（1名）

6番 尾崎さつき君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	野見山秀嗣
書記	松井 健太		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	八代 賢一
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	若林 友克	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博	代表監査委員	田丸 孝司

---

午前8時59分開会

○議長（皆川 高司君） おはようございます。開会前でございますが、クールビズを10月末まで実施することになっておりますが、本会議、議事堂におきましてはネクタイ、上着着用の正装でお願いいたします。なお、委員会等におきましては、ネクタイ、上着の着用はしなくてよいこと

にしております。また、マスクを着用している方は発言時にはマスクを取って発言してください。執行部も議会と同じ対応をされるようお願いいたします。また、発言時は、マイクの赤いランプがついた後に発言を行ってくださいますよう、よろしく申し上げます。それでは、ただいまより令和5年第3回福智町議会定例会を開会いたします。欠席者の報告をいたします。尾崎議員から欠席届が提出されていますので、報告いたします。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは、町長挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。今日は、令和5年第3回福智町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、御参集くださいまして誠にありがとうございます。今回の提出議案は、報告が1件、認定が1件、議案第50号から議案第58号までの9議案でございます。議案の内訳は、条例の制定が1件、条例の一部改正が4件、令和5年度補正予算が4件でございます。詳しいことにつきましてはその都度、御説明申し上げますので、慎重なる審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりであります。議事日程につきましては、去る8月28日に開催されました議会運営委員会の答申によるものです。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日定例会の会議録の署名議員は、11番、堀江議員、12番、沼口議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長（皆川 高司君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

第3回定例会の会期は、9月6日から9月21日までの16日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、第3回定例会の会期は本日から9月21日までの16日間と決定しました。一般質問通告書は、9月11日月曜日、午後3時までとなっております。お間違いのないよう、お願いをします。事前に通告が分かるものは早めに提出をお願いします。

---

#### 日程第3. 諸般の報告

○議長（皆川 高司君） 日程第3、諸般の報告、まずは、議長報告ですが、私が出席した会議等

につきましては、回覧をもちまして報告とさせていただきます。次は、町長報告を黒土町長。はいどうぞ。

○町長（黒土 孝司君） それでは報告をさせていただきます。報告は6件でございます。

一つ目は、広報紙全戸配布についてでございます。9月号の広報紙、及びチラシの全戸配布においてお知らせをしておりますが、来月の10月号より民間委託業者による広報紙の全戸配布を開始いたします。これまでは、行政区長や行政組長の協力のもと、広報紙をお届けしていただいておりますが、民間委託業者により、毎月10日までをめぐにお届けすることとなります。広報紙は全て町民の皆様へお伝えすべき情報を届ける欠くことの出来ない最も重要な情報伝達手段でございますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、2つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。福智町におきましては9月22日の金曜日からは生後6か月以上を対象とし、新たな流行株に対応したワクチン集団接種を、旧方城保健センターで開始する予定でございます。福岡県内における新型コロナウイルス感染者数も、高い水準で横ばい状態が続いておりまして、重症化を含む、防止する意味を置いてもこの機会において接種されますようお願いいたします。

続きまして、3つ目は、高齢者支援対策についてでございます。6月の定例会初日にも御報告いたしました。70歳以上の高齢者に対し、従来、お配りしています敬老祝い金2,000円に加え、町内店舗などで御利用いただける8,000円分の商品券と、2,800円分のタクシーチケットを配布を実施いたします。時期としましては、敬老の日に合わせ、今月末ごろに対象者の皆様へお届けし、10月から利用していただけるよう、現在準備を進めているところでございます。また、財源につきましては、国から交付されます地方創生臨時交付金を活用いたしております。配付までしばらくお待ちいただくようお願い申し上げます。

続きまして、4つ目は、グルメキャンペーン助成事業についてでございます。物価高騰により影響を受けた町民の皆様、及び町内飲食業者への福智町独自の支援策として、グルメキャンペーン助成事業を行います。内容につきましては、お1人につき5,000円の負担で1万円となるクーポン券を、合計4,000万円分発行し、町内飲食店で、利用いただくものでございます。また、財源につきましては先ほどの高齢者支援対策と同様に、地方創生臨時交付金の一部を活用してまいります。なお、今後の予定につきましては来月の10月から申込みを開始し、11月下旬に販売できるように、現在準備を進めているところでございます。

続きまして5つ目は、金田ふれあいスポーツ公園内のフットサルコート複合施設についてでございます。令和4年度から、地方創生拠点整備交付金事業として整備を進めてまいりました。フットサルコート複合施設につきましては、現在、周辺の駐車場整備を行っております。ようやく完成を迎える運びとなっております。今回の定例会におきましても、11月のオープンに向けた利

用料に関する条例制定の議案上程を初め、様々な準備を進めているところでございます。議員の皆様には、オープン前に施設見学の御案内ができるよう考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最後の6つ目は、A I デマンドふく～るバスの本格運行についてでございます。現在、実証運行を行っております、ふく～るバスにつきまして、先月末に開催されました福智町地域公共交通会議において、10月1日から有料での本格運行が承認されましたので、御報告いたします。9月号の広報紙でもお知らせしておりますけれども、運賃につきましては、大人が1回につき200円、小中学生並びに65歳以上の高齢者、障がい者手帳をお持ちの方は、1回につき100円となります。交通手段に制約がある、地域住民の皆様において貴重な交通手段であるふく～るバスの、継続的な運行のため、御理解と御協力をお願い申し上げます。以上をもちまして町長報告を終わらせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 次は、各常任委員会報告ですが、初議会以降、各常任委員会は開催されていませんので、報告はありません。次は、一部事務組合議会報告、まずは、田川地区消防組合議会報告を、堀江議員、お願いします。

○議員（11番 堀江 政洋君） おはようございます。田川地区消防組合議会報告をいたします。

令和5年7月6日木曜日、令和5年第2回田川地区消防組合議会臨時会が開催され、田川市議会議員の田守健治氏が、議長に選任されました。また、令和5年8月7日月曜日、第3回田川地区消防組合議会臨時会が、田川地区消防本部講堂において開催されました。提出された議案は、条例の改正が3件、損害賠償額の決定が1件、工事請負契約の締結が1件、人事案件が4件、全て原案のとおり可決、同意されました。人事案件は、第1号は、副管理者に香春町の鶴我繁和町長、第2号副管理者に、八幡西区の松村安洋氏が選任されました。また監査委員に、糸田町の森下博輝町長、田川市の水上茂氏が選任されました。詳細につきましては、防災管理・管財課に、議案書、議事録が、田川地区消防組合より送付されていますので、御参照願います。以上で、田川地区消防組合の報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川地区斎場組合議会報告を矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 皆様、おはようございます。田川地区斎場組合議会の報告をいたします。

令和5年第2回田川地区斎場組合議会臨時会が、令和5年7月6日に開催されましたので報告をいたします。議事としましてですね、田川地区斎場組合議会議長並びに副議長の選出、管理者の選出が行われ、指名推選により、議長に田川市議会議員の佐々木博議員が副議長に、赤村議会議員の中村勇紀議員が選出されました。管理者は、黒土孝司福智町長が互選されました。また報告として、任期満了に伴い、空席となっていた監査委員について、新たに藤村幸久氏を選任に

同意を求める議案が提出され、選任同意されました。なお、黒土町長が管理者に支援されたことに、伴い、組合規約の規定により、副管理者に竹下靖福智町副町長が就任をし、会計管理者に森野道正福智町会計管理者が就任しております。議決結果等につきましては、必要に応じ、税務住民課に参照を願います。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、下田川清掃施設組合議会報告を小松議員。はい、小松議員どうぞ。

○議員（7番 小松 繁信君） おはようございます。下田川清掃施設組合議会の報告をいたします。

令和5年第2回下田川清掃施設組合議会定例会が、令和5年7月28日に開催されました。議題として、令和4年度下田川清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定、及び、令和5年度下田川清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）について、審議され、いずれも原案どおり承認可決されました。なお、議決結果につきましては、必要に応じ、税務住民課にて参照願います。以上、報告いたします。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川郡東部環境衛生施設組合議会報告を石谷議員。はい、石谷議員。

○議員（4番 石谷 光信君） おはようございます。田川郡東部環境衛生施設組合議会報告をさせていただきます。

田川郡東部環境衛生施設組合議会の報告を、いたしますけれども、令和5年田川郡東部環境衛生施設組合議会第3回臨時会が、令和5年7月7日に開催されました。議案としては議長の選挙、それから調査特別委員会委員の選任について、それから、田川郡東部環境衛生施設組合監査委員の選任について、一般会計補正予算（第2号）を定めることについて審議し、議長には、田中良幸大任町議会議員が選任され、調査特別委員会委員に松下太大任町議会議長が新たに選任され、一般会計補正予算（第2号）については、可決されました。また、諸般の報告において、組合長より、新ごみ処理場のこれまでの経緯について、大任町が冊子を作成し、各組合加盟自治体の9月号広報に折り込み、住民に配布すること、本臨時会終了後、全員協議会を開催し、これまでの経緯について説明したいとの申出があり、承認され、議会終了後に全員協議会が開催され、大任町町長より説明がされました。なお、議決結果並びに全員協議会、配付資料につきましては、必要に応じ、税務住民課にて参照願います。一応こういう冊子がですね福智町、全員の広報の中に挟んでありますんで、皆さん見られたと思いますけれども、一応、田川地区のですね一般廃棄物処理施設のこれまでの経過等ですね記されておりますんで、まだ読んでおられない方は、ぜひ読んでください。よろしく願います。以上、報告します。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川地区広域環境衛生施設組合議会報告を朝部議員。はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） おはようございます。田川地区広域環境衛生施設組合報告をいたします。令和5年田川地区広域環境衛生施設組合議会第2回臨時会が、去る令和5年7月7日に開催されましたので、報告いたします。議題といたしましては、田川地区広域環境衛生施設組合議長の選挙が行われ、指名推選により、田中良幸大任町議会議員が選任されました。以上で報告終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川広域水道企業団議会報告を橋本議員。はい、橋本議員どうぞ。

○議員（5番 橋本 騰馬君） おはようございます。報告します。田川広域水道企業団議会報告をいたします。

令和5年第2回田川広域水道企業団8月臨時議会が、令和5年8月4日午後2時より、田川広域水道企業団において開催されました。案件としまして、議長並びに副議長の選挙があり、議長が、田川市の尾崎行人議員、副議長に川崎町の見月康一議員が選任されました。議案としまして、田川広域水道企業団、監査委員の選任が1件あり、議会議員から、糸田町の竹田照美議員が選任されました。また、令和5年度田川広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）が1件あり、原案どおり可決されました。報告事項として、令和4年度田川広域水道企業団、水道事業会計予算繰越し計算書、令和5年度債権放棄予定案件についての報告がありました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で、一部事務組合議会報告を終わります。

次は、福岡県介護保険広域連合議会報告を田寄議員。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 福岡県介護保険広域連合議会の報告をいたします。

令和5年7月31日に、令和5年福岡県介護保険広域連合議会第2回定例会が開催されました。議事案件としては、まず議長選挙が行われ、添田町議会議長の畠田勝廣氏が選任されました。監査委員の選任については、篠栗町の荒牧泰範氏が指名されました。選挙管理委員選挙では、芳野忠氏、本田典生氏、柿原徹氏、森田好孝氏、4名が当選され、選挙管理委員の補充選挙では、前田義徳氏、山田靖氏、森本隆志氏、楠原利春氏、4名が当選されました。議案の内容としましては、令和4年度一般会計補正予算（第2号）専決処分の承認及び、令和4年度歳入歳出決算に関する認定2件について審議され、いずれも、承認、認定されました。なお、介護保険料については、令和6年7年8年、この第9期も、引上げをせずに、現在のまま、令和3年4年5年度の第8期の水準を維持していくということが、見通しがつきました。詳しい内容、会議録などにつきましては、福岡県介護保険広域連合より、高齢障がい福祉課へ送付されますので、必要に応じてご覧ください。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、監査報告を田丸代表監査委員。はい、田丸さん、どうぞ。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 監査報告をいたします。

例月出納検査及び財務監査を7月4日、7月25日、8月25日に実施しました。出納検査をした結果、預金通帳、日計表残高は符合していました。次に財務監査ですが、各会計関係書類並びに帳簿を監査した結果、事務処理事業の執行は適正に処理をされていました。続きまして、事務監査報告でございますが、前年度より、各課等から提出された事務事業報告書に基づき、8月までに全ての課について監査をしました。文書の事務監査のほか、一般会計の予算に計上されている負担金補助及び交付金についても、各課より詳細に聴取をしました。以上で監査報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、特別委員会報告。土地活用特別委員会報告を矢野委員長。はい、矢野委員長。

○議員（16番 矢野 博文君） 土地活用特別委員会報告をいたします。令和5年7月26日に第1回土地活用特別委員会を開催しました。案件としては、福智町と社会福祉法人との土地賃貸借契約等について、執行部より関係書類を提出してもらい、契約状況の説明を受けております。この件については、今後も継続して審査を行います。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で諸般の報告を終わります。議案審議に入る前に、皆様にお諮りします。定例会の審議方法につきましては、本会議で審議を行うもの、委員会に付託して審議を行うものを1議案ごと、会議に諮り、議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。なお、本会議審議の議案及び委員会付託審査の議案の討論採決については、最終日の本会議で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、討論採決については、最終日の本会議で行うことで、議事進行をさせていただきます。

————— . ————— . —————

**日程第4. 報告第2号 令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等（4指標）の算定結果報告書について**

○議長（皆川 高司君） 日程第4、報告第2号令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等4指標の算定結果報告書について議題とします。報告を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 報告第2号につきましては、令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等4指標の算定結果報告についてでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） 総務課の長野でございます。よろしくお願いいたします。

報告第2号令和4年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等4指標の算定結果報告書について、御報告申し上げます。この法律は地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐことを目的としたもので、4つの健全化判断比率について、議会への報告が義務づけられているものでございます。4指標のいずれかが早期健全化基準を超える場合は、議会の議決を経て、早期健全化計画等を策定することとなっております。それでは、算定結果報告書の1ページをお願いいたします。総括表1、令和4年度決算における健全化判断比率の状況でございます。国への報告様式に沿って御説明申し上げます。上段の表の市区町村名の欄の右奥からが4指標となっております。また、その下段の表では、4指標それぞれにおける早期健全化基準及び財政再生基準の数値が示されております。これら数値以上になりますと、早期健全化団体、あるいは財政再生団体となります。まず、実質赤字比率ですが、普通会計決算ベースで黒字でありましたので、比率は出ておりません。次に、連結実質赤字比率ですが、これにつきましても、普通会計及び特別会計の実質収支額の合算が黒字でありましたので、比率は出ておりません。次に、実質公債費比率ですが、全会計及び一部事務組合等における、公債費負担の適正度をチェックする指数で、3か年平均で算出するものでございます。令和4年度は6.0%で、前年と比較し0.9%増加しております。なお、下段の表にあります早期健全化基準の25%を下回っております。最後に、1番右端の将来負担比率ですが、これにつきましても、全会計、一部事務組合等を含め、将来負担額より充当可能財源等が上回っておりますので、比率は出ておりません。以上、4指標の算定結果につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っております。なお2ページ以降につきましては、各比率の算定式となっておりますので後ほど御参照をお願いいたします。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。報告が終わりました。ただいまの報告第2号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第2号について終わります。

日程第5. 認定第1号 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（皆川 高司君） 日程第5、認定第1号令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 認定第1号は、令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の

認定についてでございます。令和4年度福智町一般会計及び特別会計6会計の決算認定をお願いするものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。続きまして、概要説明を長野総務課長に求めます。はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい、認定第1号、令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、議案資料の監査委員、決算審査意見書の後ろに添付しております説明資料、9ページ以降に基づきまして、総括的な説明をさせていただきます。まず、説明資料の10ページをお願いいたします。令和4年度福智町会計別決算の状況でございます。まず、上の表から4行目、普通会計、計アの網かけの行をごらんください。歳入総額Aから歳出総額Bを引いた差引き額Cは14億1,016万1,897円の黒字となっております。そのうち、翌年度に繰り越すべき財源Dが3億7,163万7,000円ありますので、実質収支Eは、10億3,852万4,897円の黒字となっております。令和3年度と令和4年度の実質収支を比較した単年度収支Fについては、6億1,681万6,801円のマイナスとなっております。次に特別会計、計イ、下から2行目の網かけの行をごらんください。歳入総額Aから歳出総額Bを引いた差引き額Cは6,624万3,354円の黒字となっております。なお特別会計については、翌年度に繰り越すべき財源がありませんでしたので、実質収支Eも増額となっております。また単年度の収支につきましては、9,774万2,925円のプラスとなっております。以上、普通会計と特別会計を合計した数値は、1番下、合計ウの網掛けの行でございます。全会計の実質収支額は、右から2つ目の欄、11億476万8,251円の黒字となっております。また全会計の単年度収支は、1番右下の欄で5億1,907万3,876円のマイナスとなっております。続きまして次の11ページをお願いいたします。この表は、令和4年度普通会計等決算統計数値及び財政指標等の状況でございます。表は縦に二重線で5つのブロックに分かれております。まず、1番左の列、歳入の内訳でございます。歳入合計は1番左下のら250億5,948万8,000円となっております。歳入の主な財源につきましては、自主財源の根幹をなす地方税が16億4,558万円で、歳入全体の6.6%、地方交付税の総額は59億4,468万4,000円で、歳入全体の23.7%を占めております。ふるさと納税を含む寄附金は、42億4,569万2,000円で、構成比は16.9%、地方債は10億7,682万3,000円で、構成比は4.3%でございます。続きまして右側の列、歳出の内訳でございますが、歳出合計は下から7行目、236億4,932万7,000円となっております。歳出の性質別内訳でございますが、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費が73億3,530万7,000円で、構成比は31.0%、投資的経費の合計額は21億3,679万7,000円で、構成比は9.0%でござい

ます。中央の列の収支の状況につきましては、先ほど会計別決算の状況で御説明いたしましたので、省略させていただきます。次に、右から2列目の財政指標等の状況でございます。上から、標準財政規模ですが、地方公共団体の一般財源の標準規模を示す指標で、71億8,752万7,000円となっております。次にその下、普通税の収入状況でございますが、現年課税分の徴収率は97.9%で、前年度と比較し0.2%減少しております。その下の財政力指数の状況ですが、3年平均で2.69と、前年度からほぼ横ばいの状況でございます。そしてその下の経常収支比率は、100を下回るほど財政の弾力性があることを示す比率でございますが、93.3%で、前年と比較し1.1%増加しております。次に1番右の列でございますが、積立金及び地方債につきましては、次ページ以降で御説明いたします。それでは、次の12ページをお願いいたします。地方債残高の状況でございます。起債区分は、1公共事業等債から15住宅新築資金等貸付け事業債まで分類しており、1番下の網かけの行、普通会計合計欄で御説明いたします。まず1番左の令和3年度末現在高は199億9,024万7,701円。その右隣、令和4年度発行額は10億7,682万3,000円となっております。その右隣からは、令和4年度、元利償還額の内訳となっており、元金を21億4,446万8,779円償還しておりますので、表の1番右下、令和4年度末の地方債、差引き現在高は189億2,260万1,922円。前年度と比較し、10億6,764万5,779円の減額となっております。続きまして次の13ページをお願いいたします。基金現在高の状況でございます。これも地方債と同じく普通会計の基金について、御説明させていただきます。下から5行目、二重線の上が普通会計合計欄でございますが、1番左の令和3年度末現在高は201億3,104万6,141円、その右横が、令和4年度中に基金を取崩した額で、42億6,922万円、さらに右横の数値が基金への積立てを行った額で、59億2,835万697円となっております。これを差引きした額が、令和4年度末現在高で217億9,017万6,838円、前年度と比較し16億5913万697円の増額となっております。なおこの各基金の運用管理の状況でございますが、現金預金等が71億9,017万6,838円、また国債等の債券が146億円となっております。最後に14ページをお願いいたします。福智町の直近10年間の年度別財政指標等の状況をグラフ化したものでございます。下段左の地方債残高ですが、合併時に260億円以上あった地方債残高は、新規発行額の抑制や繰上償還の実施などで減少しましたが、令和元年度において一旦増加したものの、その後減少し、令和3年度末で200億円を下回り、令和4年度末で189億2,300万円と、合併以降過去最低額に抑えられております。またその右横のグラフは、積立て運用基金の年度末残高をグラフ化したものですが、平成29年度をピークに、令和元年度まで減少ぎみではありましたが、令和2年度から再び上昇に転じ、令和4年度末で200億円を上回り、215億3,300万円と過去最高額を更新しております。これはふるさと納税寄附額が過去最多であったことを初め、経費

及び事業費等の精査抑制の影響が反映された結果となっております。しかしながら、時限立法に基づきます過疎事業対策債の発行期限が令和12年度までとなっており、それ以降は基金を取崩しながらの財政運営を余儀なくされることが予想されるため、将来を見据え、令和12年度までに、できる限り基金を積立て、将来あるべき持続可能なまちの姿に近づけなければならないという厳しい財政状況に変わりはありません。15ページにつきましては、地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費、及びその他社会保障施策に要する経費でございます。それぞれの数値につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほど御参照をお願いいたします。認定第1号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい。次に、決算審査の意見報告を田丸監査委員に求めます。はい、田丸監査委員どうぞ。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見を報告いたします。地方自治法第233条第2項の規定により、審査を求められた一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿証書類その他政令で定める書類に基づき審査を行いました。決算書に添付しています審査意見書に沿って、報告をいたします。3ページをお願いします。審査対象については、（1）の一般会計から、（7）の公共用地先行取得事業会計までの7会計と8の財産に関する調書、9の基金の運用状況を示す書類でございます。2番目に、審査の期間については8月1日から2日まで、2日間です。第3、審査の方法については監査基準によるほか、1から13に書かれています13項目に重点を置き、審査を行いました。第4、審査の結果について、審査に付された各会計歳入歳出決算書及び政令で定められた書類は、いずれも法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、かつ、正確であることを認めました。また予算の執行状況は、適正妥当であり、おおむね所期の目的を達成したものと認められました。次に基金の運用の状況を示す書類は、関係帳簿と符合し、かつ正確であり、設置目的に適合するとともに、効率的に運用されていることを認めました。4ページをお願いします。審査対象別の審査意見については、4ページから5ページに書いているとおりです。6ページをお願いします。監査意見については、6ページから8ページに記載しておりますが、現在の事務事業は、真に町民に寄与する事業か否かを、十分に見極め、効率的で質の高い行政サービスと健全で経済的な財政運営を目指し、全ての町民に平等に受けられるような行政体制とすることを要望して、決算審査意見書の報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。お諮りします。認定第1号決算の認定については、決算特別委員会に付託して、審査を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、決算特別委員会に付託して審査することに決定しました。

---

**日程第6. 発委第2号 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会  
設置及び委員の選任について**

○議長（皆川 高司君） 日程第6、発議第2号令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置及び委員の選任について議題とします。提案理由の説明を堀江議会運営委員長に求めます。はい、堀江議員。

○議会運営委員長（堀江 政洋君） 発委第2号、令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置及び委員の選任について御説明いたします。8月28日に開催いたしました議会運営委員会の決定事項として、福智町議会会議規則規定により、当委員会より、議案の提出をいたします。提案理由といたしましては、令和4年度各会計の歳入歳出の決算を審査するため、特別委員会を設置するものというものです。委員の構成は、各常任委員会より2名選出し、合計6名の委員構成としております。議員各位におかれましては、慎重審議の上、御承認承りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。本案について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。反対の討論の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本案について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい。異議なしと認め、令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会設置は、可決されました。引き続き、この特別委員会の委員の選任を行います。委員の選出方法としては議会運営委員会の答申のとおり、各常任委員会より2名選出し、合計6名の委員構成にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、各常任委員会から2名を選出し、合計6名の委員構成とすることに決定、決定しました。

ただいまより、常任委員会ごとに集まり、委員を選出し、その後、委員になられた6名の中か

ら、正副委員長の互選をお願いします。議員の皆様は、議員控室にお集まりください。

それでは、暫時休憩いたします。

午前9時50分休憩

-----  
午前10時10分再開

○議長（皆川 高司君） 休憩中に、決算特別委員会委員の選出並びに正副委員長の互選が行われましたので、事務局に発表させます。

○議会事務局長（森 めぐみ君） 決算特別委員会の委員選出並びに委員長が決定しましたので、お知らせします。決算特別委員会の委員長に日比生議員。所属委員会は、産業建設常任委員会。副委員長に森野議員、所属は厚生常任委員会。その他、委員に橋本議員、所属は総務常任委員会。小松議員、所属は総務常任委員会。沼口議員、所属は産業建設常任委員会。高津議員、所属委員会は厚生常任委員会となっております。よろしくをお願いします。

○議長（皆川 高司君） 以上6名の委員構成でございます。ただいま発表したとおり、決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。なお、決算特別委員会の日程は、9月13日水曜日と14日の木曜日の2日間を予定しております。開始時間及び審査場所については、午前9時から4階、議会委員会室で行います。委員になられた方はよろしく願いいたします。

-----  
**日程第7. 議案第50号 福智町フットサルコート複合施設条例の制定について**

○議長（皆川 高司君） 日程第7、議案第50号、福智町フットサルコート複合施設条例の制定について、議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第50号につきましては、福智町フットサルコート複合施設条例の制定についてでございます。地方創生拠点整備交付金事業により整備したフットサル複合施設を、運営管理するため、条例の制定を行うものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を澤井生涯学習課長に求めます。はい、澤井課長どうぞ。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 生涯学習課の澤井でございます。よろしく願いいたします。議案第50号、補足説明を行います。先ほど提案理由にもありましたとおり、この施設につきましては、地方創生拠点整備交付金事業により整備したもので、他の会議施設とは、設置目的が若干異なるため、体育施設条例とは別に、施設条例を制定するものでございます。なお、1ページから5ページに条例案を添付しておりますので、後ほど御参照願います。以上で補足説明を終わ

ります。慎重審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託して、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第8. 議案第51号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第8、議案第51号福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第51号につきましては、福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方創生拠点整備交付金事業による、フットサル複合施設の整備に伴い、福智町金田テニスコートを解体撤去したため、条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を澤井生涯学習課長に求めます。はい、澤井課長どうぞ。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、議案第51号につきまして、補足説明いたします。先ほど提案理由にもありましたとおり、金田テニスコートを解体撤去したため、条例の一部を改正するものでございます。資料5ページから8ページに、新旧対照表を添付しております。まず5ページをお願いいたします。5ページ、別表第1につきましては、当施設の所在地を記した表でございます。区分欄2段目テニスコート、下段、福智町金田テニスコートを削除するものでございます。続きまして、6ページ以降の別表第2につきましては、使用料を記した表になります。6ページ、7ページ、ともテニスコート欄、下段金田テニスコート欄を削除するものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託して、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9. 議案第52号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第9、議案第52号福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第52号につきましては、福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての制定についてでございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を小松健康子育て支援課長に求めます。はい、小松課長どうぞ。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） おはようございます。健康子育て支援課の小松と申します。よろしくお願いいたします。議案第52号、福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を行います。2ページの新旧対照表をお願いします。本条例は、子ども子育て支援法の規定に基づき、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものであります。新旧対照表にあります、第15条においては、特定教育保育の取扱い方針として、施設の区分ごとに応じた、特定教育保育の提供に係る基準を規定しています。2号における認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正がありましたので、本条例の一部を改正する必要が生じました。内容としましては、指定都市及び中核市の長が、認定こども園の認定または許可をしようとするときは、都道府県知事への事前協議が必要とされ、また、認定または許可後に改めて申請書の写し等の書類を送付するという手続の重複が生じていました。今回手続の効率化等事務負担の軽減から、事前協議を事前通知に見直されました。この手続については、指定都市及び中核市並びに都道府県の事務に関わるものであり、その他の市町村の事務に係るものではありませんが、この見直しにより、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第3条において項番号の変更が生じましたので、同項の規定を引用している本条例において、一部改正を行ったものでございます。御承認いただき

ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 御異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第 10. 議案第 53 号 福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 10、議案第 53 号福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 53 号につきましては、福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。放課後児童健全育成事業の実施における放課後児童健全育成事業実施要綱の一部の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を小松健康子育て支援課長に求めます。はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 健康子育て支援課の小松です。よろしくお願ひいたします。議案第 53 号福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての、補足説明を行います。2 ページの新旧対照表をお願いします。国において放課後児童健全育成事業の実施に伴う放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正があり、国の基準に伴い、本町で定めている本条例第 11 条第 3 項を一部改正したものであります。内容としましては、放課後児童支援員は、県が行う研修を修了したものとし、規定の適用について、令和 5 年 3 月 31 日まで研修を終了することを予定しているものを含む経過措置を設けていました。今回、その経過措置がなくなり、その者の研修計画を立てた上で、業務に従事した日から 2 年以内に当該研修を修了もしくは修了予定者も含む、したものでなければならないことと改正しております。御承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。はい、質疑なしと。返事してください。聞こえませんか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。これ国がすることなので、町で、変更は多分出来ないのかもしれないのですが、1つ私が心配するのは、今まで資格がある人が、学童保育で援助していたのが、資格がない人しかも2年間の間資格がない人が見るということになるんですけども、それに対しては、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課のほうより説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい、平成27年4月からですね、子ども子育て支援新制度が実施され始めました。地域の子育て支援を担う人材の確保と質の向上が、当時から求められることとなりました。以前は学童クラブの指導員さんに関しましては、資格等は義務づけられていませんでしたが、この制度が始まってから、資格が義務づけられることとなっております。当初、平成32年3月31日まで、研修を修了する予定者も含めて、条例上、経過措置を設けておりました。なかなか、資格を有する者が不足しているという状況もありまして、令和2年3月議会において、本条例の一部を改正を行い、5年3月31日まで期間を延長したものでございます。現在福智町の学童クラブにおきましては、全て支援員さんの資格を有している方が、勤務されておりますので、はい、国の基準に伴いましてこの改正を行うものでございます。

○議長（皆川 高司君） いいでしょうか。はい。

○議員（3番 田寄みゆり君） 今は皆さん資格をお持ちですけれども、これからは、資格研修を受ける予定がある人は採用するということになるわけでしょう。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい。えーとですね、資格を持ってない方に関しましては補助員という形で、採用されてると思います。今までも義務づけられる前、資格を持ってない方がいましたので、補助員という形で勤務されながら、研修を行っていた次第でございます。今後も資格を持ってない方が採用される場合は、必ず2年間という計画を立てた上で、2年以内に研修を終了させることが前提という形で、採用する形になるかと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい。ほかに。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第 1 1. 議案第 5 4 号 福智町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 1、議案第 5 4 号、福智町重度障がい者医療費の支給に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 5 4 号につきましては、福智町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。子ども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律の整備に関する法律の施行により、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を、八代高齢障がい福祉課長に求めます。はい、課長どうぞ。

○高齢障がい福祉課長（八代 賢一君） はい、議案第 5 4 号福智町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。2 ページの新旧対照の表のほうをお願いします。右側の表の第 1 3 条第 1 項中の厚生労働省令を、改め主務省令に改めるものです。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。はい。はい、田寄議員。

○議員（3 番 田寄みゆり君） はい、これも国の決めたことですけれども、厚生労働省から、主務省令というの要するに幾つかのところが入ってくるという意味でしょうか。幾つかのところが入ってきて関わってくると、具体的にはどういうふうに変わっていくのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より御説明申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、八代課長どうぞ。

○高齢障がい福祉課長（八代 賢一君） はい。子ども家庭庁は、内閣府設置法第 4 9 条第 3 項の規定により設置された内閣府の外局の機関です。したがって、法律を所管する内閣府の省令となるため、主務省令と改めるものです。だから文言だけが改まるという解釈でよろしいかと思えます。なお、省令につきましては、国家行政組織法の第 1 2 条によるものです。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に伝え、付託することに決定しました。

---

### 日程第12. 議案第55号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第12、議案第55号令和5年度福智町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第55号につきましては、令和5年度福智町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。補正額は97億6,042万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ289億2,957万9,000円とするものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい。それでは、議案第55号、令和5年度福智町一般会計補正予算（第4号）の概要を説明させていただきます。まず議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97億6,042万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億2,957万9,000円とするものでございます。次に第2条債務負担行為の補正でございます。地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、その期間及び限度額については、第2表債務負担行為補正に記載のとおりでございます。6ページをお願いいたします。まず、債務負担行為補正の追加事項として、指定ごみ袋等購入事業でございます。単年度契約による、年度末以降のごみ袋の在庫管理と、翌年度の発注調整の課題を解消し、ごみ袋の納品業者と、複数年契約をすることにより、随時必要数の納品が可能となり、実績に応じた支払いによる業務効率化を目的としたものでございます。期間については、令和5年度から7年度までで、この期間における予算限度額を4,000万円とするものでございます。次に、変更事項といたしまして、学童保育事業でございます。学童保育の民間事業者委託を予定しております。上野小・伊方小に加え、保護者会の本年度中の要望に伴い、市場小を加えるものであり、期間を1年間延長するものでございます。

令和5年度から7年度までの期間における予算限度額を6,882万円と定めております。続きまして第3条地方債の補正についてでございます。7ページをお願いいたします。第3表地方債補正は、表の右側が補正後の欄でございますが、地方交付税額の決定に伴い、臨時財政対策債を557万8,000円減額し、限度額を3,242万2,000円とするものでございます。それでは初めに、補正予算の総括的な内容を説明させていただきます。8ページをお願いいたします。今回の補正予算の歳入の主なものにつきましては、18款寄附金に、ふるさと納税に伴う寄附金を55億円追加し、19款繰入金で基金を31億6,925万円繰入れ、ふるさと納税の返礼品等の経費に充当したこと、また前年度決算の黒字に伴い、20款繰越金を10億3,589万2,000円の歳入補正額を計上した点となっております。9ページの歳出におきましては、総務費で、ふるさと納税事業に伴う経費を初めとした36億1,970万6,000円の増額、また、13款諸支出金において、ふるさと納税による寄附金及び前年度繰越金の余剰金を、各基金に積み立てる基金費に、60億4,387万9,000円を計上いたしております。今回の補正予算におきましては、ふるさと納税に関連する返礼品等の事業費及び積立金の増額補正が、全体補正額の93.2%を占めております。その他、義務的経費でございますが、各項目にまたがっております一般職員の人件費が、会計間異動を含む人事異動により、総額3,229万円の減額となっております。以上が補正予算の概要でございます。続きまして歳出の主な事項について、予算に関する説明資料に沿って説明させていただきます。まず説明資料の16ページをお願いいたします。2款1項7目電子計算費でございます。12節委託料及び13節使用料及び賃借料に計4,178万4,000円を計上しております。これは、今年10月に、マイクロソフト社のサポート終了を迎えるに当たり、田川郡6町村共同利用による、総合行政システムを再構築するための委託料、及びクラウドサーバー利用料を計上したものでございます。財源といたしまして、国庫補助金である、デジタル基盤改革支援補助金を活用し、システム導入に係る経費として3,698万7,000円を充当いたしております。続きましてその下段、2款1項10目ふるさと納税費でございます。本年度の寄附金見込額を55億円追加し、75億円としたことによります経費の増額予算として、10節需用費から12節委託料まで、計35億9,718万5,000円を増額計上しております。財源につきましては、地域振興基金繰入金を充当いたしております。次の17ページをお願いいたします。2款1項11目地方創生臨時交付金事業費でございます。12節委託料及び18節負担金及び交付金に、2,253万2,000円を計上しております。これは、食料品価格等を物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援する交付金対象事業として、町独自の事業を実施するもので、消費喚起も含め、以前から好評でありました、グルメキャンペーン事業を実施するものでございます。5,000円の負担で1万円分のグルメクーポンを発行するもので、1冊1万円の券を4,000冊発行する予定でございます。続きまして

25ページをお願いいたします。ページ下段、7款1項2目観光費でございます。12節委託料に738万9,000円を計上しております。これは国の観光庁の補助事業で、インバウンド観光コンテンツ造成支援事業の実施に伴う補正となっております。国庫補助金569万4,000円を財源といたしております。続きまして31ページをお願いいたします。ページ、中段、10款6項4目学校給食費でございます。10節需用費に1,172万1,000円を計上いたしております。これは物価高騰に伴う、給食食材費の急騰に対応するための補正計上となっております。最後に31ページから32ページにかけて、13款1項の基金費でございます。1目減債基金費から19目教育振興基金費まで、9目にわたり、60億4,387万9,000円を計上いたしております。これは主に、ふるさと納税のほか、前年度繰越金を財源とし、各基金に積み立てるものでございます。以上が歳出補正の主な内容でございます。なおその他の歳入歳出につきましては、後ほど説明資料を御参照くださいますようお願いいたします。以上で議案第55号の補足説明を終わらせていただきます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。はい。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 2点質問したいと思います。まず、ふるさと納税で55億円の増額補正ということで、令和4年度42億円、今回の補正で55億ということで、非常に嬉しいことだと思う、思うんですけども、どうしてこのように、ふるさと納税はふえておるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。それからもう1点、田川郡の6町村の共同利用行政システムということでありますけども、聞き及びますところ、田川市にあります情報センターですか、が10月に閉鎖になるということでありますけども、この行政システムの再構築ということは、どこでどのようにやる予定なのか、2点お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より説明申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） まちづくり総合政策課の木村でございます。まず1点目のふるさと納税についてでございます。現在ですね、8月までの納税額が、52億、52億2500、失礼しました。ごめん、すいません、5億2,255万6,148円と前年比に、前年の8月に比べますと、2.29倍となっております。毎月今約2倍程度の納税が確保されているということで、今年度、55億円を追加して、75億円というふうに、算定いたしました。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 増えておる、ふるさと納税額は増えておる理由というのは、いろんな努力があったんだと思うんですけども、どういったことで、こんなに増えておるのか。

4年度の決算では、福岡県内3位だとかいうことでありましたけども、ちょっとその辺、事情をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 商品開発を昨年度、新たな商品を開発したということも一つ要因にあるかと思えますし、地域の方の努力、それから、委託業者によるPR活動等が功を奏しているのではないかというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい。はい、長野課長。

○総務課長（長野 士郎君） 議員ご質問の電算システムのサーバーの設置位置ということだと思いますが、これまでは、田川情報センターへ設置しておりましたが、今後は、福岡市ももちにありす有明ネットコムいうところの施設の自治体サービスのところに、サーバーを設置して運用する予定となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、配付しています各常任委員会一般会計歳出補正予算分割表、案に基づき、各常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、各常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

### 日程第13. 議案第56号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） について

○議長（皆川 高司君） 日程第13、議案第56号、令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第56号につきましては、令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正額は1億2,417万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ28億7,078万4,000円とするものでございます。補正の主なものとしましては、歳入は前年度繰越金の増額、及び、一般会計繰入金金の増額、歳出は、人件費の増額と前年度交付金の返還金及び積立金を増額するものでございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案につい

て質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第14. 議案第57号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について**

○議長（皆川 高司君） 日程第14、議案第57号令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第57号につきましては、令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。補正額は506万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億4,278万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、歳入は、一般会計からの人件費の繰入金金の増額と、前年度繰越金の減額、歳出は人件費の増額と、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金の減額でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第15. 議案第58号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第2号) について**

○議長（皆川 高司君） 日程第15、議案第58号令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、議題とします。提案理由の説明を、黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第58号につきましては、令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正額は79万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億6,043万5,000円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金金の増額、及び、歳入欠かん補てん収入の減額、歳出につきましては人件費の増額及び前年度繰上充用金の減額をするものでございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第16. 発議第1号 福智町議会広報特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第16、発議第1号福智町議会広報特別委員会設置及び委員の選任について議題とします。提案理由の説明を、提出者の朝部議員に求めます。はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 発議第1号につきまして、報告いたします。福智町議会広報特別委員会設置及び委員の選任について、御説明いたします。議会広報は、議会と住民を結ぶかけ橋であり、本議案は、議会の審議、活動状況を広く住民に知らせるため、福智町議会広報特別委員会の設置を提案するものでございます。また、広報特別委員会の委員につきましては、資料のとおり、選任することを、提案いたします。以上で、発議1号の説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決まで行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決を行うことに決定しました。

これより討論を行います。討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、福智町議会広報特別委員会設置については、可決されました。引き続き、この特別委員会の委員の選任を行います。選任については、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、発議第1号資料の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 御異議なしと認め、特別委員会の選任については、発議第1号資料のとおり決定しました。なお、広報特別委員会において互選されたとおり、委員長に朝部議員、副委員長に尾崎議員を選任することに決定しました。委員になられた方は、よろしく願いをいたします。

---

#### 日程第17. 発議第2号 福智町議会議員定数削減特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第17、発議第2号福智町議会議員定数削減特別委員会設置及び委員の選任について議題とします。提案理由の説明を、提出者の堀江議会運営委員長に求めます。はい、堀江議員どうぞ。

○議員（11番 堀江 政洋君） 発議第2号、福智町議会議員定数削減特別委員会設置及び委員の選任について御説明いたします。本議案は今後の福智町議会議員定数について検討を行うため特別委員会の設置を提案するものであります。また、福智町議会議員定数削減特別委員会の委員につきましても、全議員で審査を行うため、資料のとおり選任することを提案いたします。以上で、発議第2号の説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決まで行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい。異議なしと認め、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決を行うことに決定しました。

これより討論を行います。討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、福智町議会議員定数削減特別委員会設置について、可決されました。引き続き、この特別委員会の委員の選任を行います。選任については、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、発議第2号資料の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 御異議なしと認め、特別委員会委員の選任については、発議第2号資料のとおり決定しました。なお、福智町議会議員定数削減特別委員会において互選されたとおり、委員長に私皆川、副委員長に木戸議員を選任することに決定しました。

---

**日程第18. 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、  
2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について**

○議長（皆川 高司君） 日程第18、請願第2号義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について議題とします。紹介議員に趣旨説明を求めます。沼口議員どうぞ。はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 請願者の趣旨を読み上げて、説明に代えたいと思います。請願者は、福岡県教職員組合田川支部長鎌裕介でございます。義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願でございます。請願趣旨につきましては、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や、未配置など、解決すべき課題が山積をしており、子どもたちのゆたかな教育、学びを保障するための教育、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員には、少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。2021年の法改正により小学校の学級編制標準は、段階的に35人に引下げられる

ものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校、高等学校でも早期実施が必要でございます。加えて、きめこまかい教育活動をするためには、さらなる学級編成、標準の引下げ小人数学級の実現が必要です。一方厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置などを行っている自治体もあります。ありますが、自治体間の教育格差が生じることは、大きな問題でございます。義務教育国庫補助負担制度については、小泉政権下、三位一体の改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源を確保し、子どもたちが、全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請でございます。ゆたかな子どもの学びを保障するための、条件整備は不可欠でございます。こうした観点から、2024年度政府予算編成において、下記事項が実施されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書の提出をお願いいたすところでございます。1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育負担制度の負担率を引き上げること。2、中学校高等学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる人員に小人数学級についても検討すること。3、学校の働き方改革長時間労働助成を実現するため、加配教員やの増員や、少数職種の配置増など、教職員の定数改善を推進することや、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。以上、請願をいたすところでございます。なお、意見書案提出先については、別紙添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（皆川 高司君） 紹介議員の趣旨説明が終わりました。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

皆様に申し上げます。各委員会の日程は、7日木曜日に総務文教常任委員会、8日金曜日に厚生常任委員会、11日月曜日に産業建設常任委員会、13日水曜日と14日木曜日は、決算特別委員会となっています。本会議は19日、火曜日と20日水曜日を一般質問、21日木曜日を最終日としております。本日はこれで散会いたします。

午前11時04分散会

---

令和5年 第3回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和5年9月19日 (火曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和5年9月19日 午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

出席議員 (18名)

1番 浦田 大介君	2番 森野 和彦君
3番 田寄みゆり君	4番 石谷 光信君
5番 橋本 騰馬君	6番 尾崎さつき君
7番 小松 繁信君	8番 木戸 勝正君
9番 朝部 壽君	10番 楠木 静則君
11番 堀江 政洋君	12番 沼口 富生君
13番 高津 鶴己君	14番 木村 幸治君
15番 日比生洋一君	16番 矢野 博文君
17番 原田 幸美君	18番 皆川 高司君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	野見山秀嗣
書記	松井 健太		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	八代 賢一
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	若林 友克	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博		

---

午前9時01分開議

○議長（皆川 高司君） おはようございます。ただいまより、令和5年第3回定例会本会議第2日の会議を開きます。初めに、まちづくり総合政策課、木村課長より発言のお願いがありますのでこれを許可します。木村課長、どうぞ。はい。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） おはようございます。まちづくり総合政策課の木村でございます。議会初日の議案第55号一般会計補正予算に対し、高津議員より、ふるさと納税についての御質問を受けた件でございます。その際、私が、現在5億2,000万円の寄附があり、お答えいたしました。5億2,000万円は、昨年度8月末の寄附額で、今年度8月末の寄附額は12億円となっております。そのため、正しくは、現在、約12億円の寄附があり、昨年度8月末時点と比べ、2.29倍となっているとなります。訂正しおわびいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（皆川 高司君） はい、ありがとうございます。本日の出席議員全員出席でございます。けど、矢野議員が少し遅れてくるということでございます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは町長挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日、本会議第2日、一般質問につきましては、9名の議員より一般質問通告書を受けております。各議員の御質問に対しまして、誠意を持って回答させていただきますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、13番高津議員、14番木村議員を指名します。

---

## 日程第2. 一般質問

○議長（皆川 高司君） 日程第2、一般質問を行います。御手元に一般質問要旨一覧表を配付していますので、御参照願います。また、議会だより発行のため、写真撮影を行いますので、御協力をお願いします。それでは、一般質問に入ります。今回、9名の方から通告書が提出されています。皆様に申し上げておきますが、質問は3回までとし、要旨に沿って、簡明に、また、答弁も訊かれたことを簡明にお答えください。よろしく願いいたします。それでは、最初に、原田幸美議員の一般質問を許可します。はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） おはようございます。原田幸美、今から一般質問をさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） まず初めに、陳情書及び請願書について問うということで書いております。陳情書及び請願書が提出されておりますが、回答率、またどのくらいあるのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員の質問にお答えさせていただきます。令和4年度に限ってお答えさせていただきますけれども、令和4年度は実績で135件、提出がございました。回答したもののについては、112件でございます。回答率は83%となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 年間、かなり多くの陳情書それから請願書が出されていると思いますが、135件のうち82件と、残り約50件近くが回答がまだ出てないと。で、内容的にもですね、かなりの広範囲の、各課の質問だと思いますが、残りについては、どれだけの時間でね、回答していくのか、これはちょっと疑問になりますし、もう一つは、請願書や陳情書が出されたときに、総務課での受け付けをして、その内容によって各戸に配分されて、そこで調査をして、回答が出されるというふうに思っておりますが、これは町長のところにはその辺は行かれるんですか。直接、もう総務から、関係各課に回るんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この要望に関しましては書面をもって提出されるものと、口頭でお聞きする部分がございます。書面が出る部分につきましては原則書面で回答するというところでしてま

て、回答するということをやっております。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 今まで回答についての形で出てきたと思うんですが、回答が書面に出てきて、その辺についてですね、出てないものを、それから今言われた、口頭で言われるもこれはもう分かるんですが、大体関係各課の方は、内容によっては、請願書か陳情書を出してくると、それによって動くというようなお話も聞いております。細かいのは今町長が言われたような状態ですが、例えばこれについてですね、本当に書面を出しているのか出てないものもあると思うんですよね。それはどうですか。

○町長（黒土 孝司君） はい、黒土町長。書面でから回答出来てない部分も確かにございます。その部分は理由としましてですね、それを補助金にのるものなのかということ辺りをですね、うちのほうとしては回答したいということで考えている部分が大部分でございます。その分について、即座に回答出来ない、回答が遅れるという部分が、ついては、御理解いただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 回答で、口頭でですね、回答してる部分もあるんですよね。できれば、ちゃんとした書面で出さないと、出した、出してない、そういうような問題が起きます。その辺を考えるとですね、どんなもんかなと、その辺をはっきりしないと、これは皆さんの思いがこもって、提出されているものだと思います。それについての誠意ある回答をね、出せるように、書面でそれが残るような形をですね、とっていただきたいというふうに思っております。はい、次行きます。よろしいですか。3番目に、令和3年8月に出した陳情書の回答がまだ出ておりません。もう2年近くですよね、これどういうことですか。今町長が言われたような内容に即してないと思うんですが、

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 申し訳ございません。令和3年8月の文書はちょっと、内容については私掌握しておりませんで、文書でですね、めど、いつごろまでにこの事業に対しての返事をするとかいう部分がですね、細かく伝えられてないという部分があると思います。これからの要望書の回答についてはですね、遅れる部分についてはいつごろの回答のめどでございませうとか、そういう丁寧なですね、説明するようにですねうちのほうも徹底していきたいというふうには考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） これはちょっと一般の例で今お話ししたんですが、たまたまこれが私が絡んでいるものですから質問させていただきました。それと今、その下に書いておりま

す、平成24年もかなり古いものですから、これについても回答出来ないまま不明になってるわけですね。こちらが聞かなきゃ出さないのか、それとも、いいや、こんなものという形で放置しているのか。そういうことはないと思いますけれど、その辺はどうなってるんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それについても先ほどの回答とかぶる部分があると思いますけども、失念のないような、かの問題をですね要望書を担当課のほうで把握してるっていうのが1番の問題になります。把握してないで失念して、回答が遅れたとかそういう部分がありましたらもう、申し訳ないというふうに考えてますけども、必ずめどとかいう部分を、いつごろまでには回答させていただくという部分を、出せるようにですね、うちのほうは指導徹底していきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 町長の言われることは分かるんですが、現実には出てないんですし、もし、その回答が難しいのであれば、当然、今、調査してるんで、いつごろまでには回答しますよと。ようなものを出すべきじゃないのかなと思うんですよね。いえ、黙ってるこちらも悪いかもしれません。しかし出されたものはやっぱり慎重に取り組んでですね、やっていただかないと、こちらもね、困って出しているんであって、面白半分で出してるわけじゃないんですよね。ぜひその辺は皆さんもわかってると思うんですが、この陳情書、請願書については慎重にですね、取扱いをしていただきたいというふうに思っております。それから次いっていいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（17番 原田 幸美君） 4番目に回答の中で、補助事業を活用して、順次進めていくとありますが、先が見えないんですよね。順次という言葉についても、どういう形で、回答としてね、出しているのか、補助事業っていうのは、年度年度で予算も変わってくるし、対応が難しいと思います。かなりの数があると思うんでね、その順番づけとか、そういうものがあると思うんですが、こういう形で出されると、出したほうは、どう受け止めていいのか、これが理解に苦しむんですが、どういうふうにすればいいんですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、お答えさせていただきます。この要望書の回答が遅れてる。確かに原田議員が提出した要望書の分、その分についての回答遅れてるっていうのが、聞き及んでおりますけども、どういう事業に乗せろうとして、担当としてですね、どういう事業に乗せろとして手続をしたけども、遅れたとかそういう部分を、全く、回答の中にない、それで遅れているとかいうことで、ちょっとおかしいんじゃないかという御指摘を受けるものでございます。そういうことのないように、丁寧にとというのは、この事業に乗せてこの案件に関してはこういう対応をしましたけども、ちょっと回答が、まだありませんのでとか、そういう丁寧な説明というのは、肝心

じゃないかなと。それでコミュニケーションがとれるんじゃないかなというふうに感じてますので、以後の取扱いについては、何かありましたらまた御指摘をいただければありがたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（17番 原田 幸美君） 補助事業ということですので、かなりありますし、その順番づけもあると思うんですね。その辺が、今各課において、どんな状態になっているのかですね、今すぐとは言いませんが、できれば時間の許す限り、これの回答で書面でね、いただきたいなというふうに思っております。それともう一つは、補助事業という中とは別にですね、回答の中で、一つ私が耳に挟んだのは、法人化を進めていって、基盤整備をするので、そのときにやると、基盤整備ってというのは、今、福智町では弁城と伊方が進めております。まだこれ確定したわけじゃないんですよ。そういうものにまだ確定したものになってないものに便乗してですね、そのときやるとかというような回答あれいかなんかと思うんですがどう思いますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 御指摘の件につきましては、理解いたします。ここの地区の補助事業に乗せてとかいう回答じゃなくて、新たに発生したもので、補助事業をとという形であればいいけども、これにかっこつけてやってるとい部分を理解しました。そういうことのないように、やはり丁寧な説明、そういうのが必要になってくると思います。はい。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 補助事業と基盤整備は違うんですねとらえ方が。だから、言葉に気を付けていただかないと、我々も勉強しながら、法人化を進めておりますが、基盤整備は行政がやるんですか。違うでしょう。これはあくまでも法人から申請して、国からの予算をとって事業を進めるというふうに思っております。だからその辺を間違えないように、言葉に気を付けてですね、回答していただきたいと。これは町長が各課にですね、ちゃんと伝達をして、出すように、そうしないと、皆さんも困るんですね。こんな答えが返ってきたと、どげすらいんだろうと。いうことがありますので、今後の中で、十分取扱いを気を付けていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 続きまして、学校給食費の無償化について問うということで、6月議会で、無償化について議論があったと思います。その中で、滞納額が、合併前からの分を含め、4,600万ぐらいあると聞きましたが、これはどうするんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、学校給食の無償化について問うという部分については教育長のほ

うにお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、皆さん改めましては、おはようございます。朝部でございます。よろしくお願ひいたします。ただいま原田議員からの質問の給食費の滞納の分というふうなこと、形でございますが、公平性の観点からですね、平成3年ぐらいからですね、現在まで今も支払われてる方がおられます。安易なですね不納欠損を考えては今のところおりません。引き続きですね、徴収には続けていこうというふうに思っております。徴収の方法としましては、督促状、催告書の送付に加え、児童手当からの充当するための同意書の取得や、電話での催告、また滞納額が高額であり、所得があるにもかかわらず、不能に応じてもらえない姿勢が見られる悪質だと思われる滞納者につきましては、住宅の訪問への聴取などを行っているところでございます。このような徴収を強化したことにより、ここ数年は、過去の徴収率より上がっているのが現状でございます。また今後顧問弁護士と相談しながら、法的措置も視野に入れながら、検討していきたいとも考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 各、合併前の状況の中で、滞納があったと思うんですね、赤池金田方城という、その額あたりがどうなってるのか、今答えられなければ後でもよございまして、文章を出していただきたいと。ただ私はこの無償化には反対をするわけではないんです。これを片づけないと先には進まない、皆さん無償化と言ってますが、この残った問題が片づかない限りは先には進まないと思います。現在、子ども手当とか、いろいろ国からのね支援金もあるはずなんです。そこから出せるんですが、家庭の事情があって、出せない方もおると思いますが、この辺をですね、やはり前向きに考えないと、駄目なんじゃないかなと。それから続きまして2番目になりますが、滞納が長い人ですぐね、私が聞いたところでは、もう30年40年子どもが、ごめんなさい、子どもが30歳40歳になっているところもあると聞いております。そういうところをね何でその長い間ほたっているのかですね。そしてまたこの中で、住所がわからない親、それから、亡くなった親、この方々については、とりようがないんで、不納欠損するしかないんでしょうが、ただ、居る方についてはですね、とるべきじゃないかなと。町営住宅あたりはこれ町の管轄ですから、滞納したら裁判にかけて、差押えしておりますよね。何で学校給食費だけそれやらないんですか、30年も40年もたまって親に対して、今言われたような督促書は行ってるはずなんですよね。それを親が無視している。また、捉え方においては、義務教育だから払わんでいいとか言う親もおるかもしれません。それはちゃんと説明をしてですね、払わせるべきじゃないですかと。だから、今後のこの対応についての取扱いですね、どういう形で進めていくのか、それが終わらないと、いつまでたっても無償化に進まないと思うんですね。どうか、

その辺のお答えをお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、先ほどの質問でもですねお答えしましたように納期限が過ぎたにもかかわらずですね、自動的に不納欠損するといった公平さを欠くというのがありますが、先ほど申しましたとおり平成3年、ぐらいの、未納もですね現在支払われているケースがあります。そういった方たちとの不公平さが生まれます。そういった形で安易にですね、不納欠損をすべきではないというふうに考えております。そういったことからですね、例えば自己破産したまた、死亡したとかですね、生活保護受給などのですね無資力状態に陥った方、また行方がわからないといった回収不能なケースにつきましては、整理を行いですね、債権管理条例に基づいた不納欠損を実行すべきだというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 今のお答えでは、今後悪質なものについては、裁判等をしてでも、取り立てるということで御理解していいですかね。はい、わかりました。続きまして3番目に行きます。はい。金田小中一貫校について問うということで、これですね、もうだいぶなるんですけど3か月4か月前の話になりますが、小学校の分で、授業中に、生徒が教室内をうろついて授業の妨げになっていると、ということが耳に入ってこれかなり、町民の方でも御存じの方がおりましたが、全然そういう話がね、こちらにも上がってこないということで、これどうなってんのかなと。それが大体いつぐらいから今はどうなってるのかちょっとお答えください。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、金田義務教育学校の状況でございますが、義務教育学校となっておりますねまだ数年しか経ちません。また組織運営のですね難しさも今、実感として感じているところでございます。また、そういった中で、働き方改革を進めておりますが、児童生徒の学級数が多いというようなことからですね、教師については長時間労働が続くなど、いろんな要因が重なってですね、4月から6月にかけて、体調を壊す、教員の方々が出てきました。そういったことからですね、少し一部のクラスにですね、荒れた状態が確認できるような状況になってきて、何とかしないといけないというような形から、手を、委員会としましてもですね学校に乗り込み、手をうってきました。そういった中で今2学期に入った、現在はですね、1学期の状態像は少し落ちつきを取戻してですね、児童生徒のですね、今後の討論、状況をですね今後も学校はもとより、地域住民の方とですね、見守っていきながら、何かあればですね、手を打っていくというような形を、とっていきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 今子どもさんのほうがね、頭がよくてね、叩くなら叩けと、こ

ういうふうにやってくるんですよ。親に言いつけると、これはもう子どもの定番になってですね。だから、先生も手が出せないんですよ。だからそういうその逆の立場になって、生徒が突き上がって、何でもかんでもやると。これは保護者の方の指導もあると思うんですが、これはね、どういう形であれ、対応していくのかちょっと2番と重なりますんで、ごめんなさい許してください。それで今後ね、どうしていくのか、この保護者会なんかも開いてですね、こういうのはどう取り組むべきであるとかいう、その会議がなされたのか、まだ聞くのにはこれ、金田だけじゃないような感じがするんですよ。ほかの学校でも、こういう生徒とかがおると思うんですよ。それについての先生、それから、教頭、校長の対応、この辺がね、見えないということで、保護者会なんかどうなんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、校長の対応、教員の対応ということで、質問ありましたが担任及び代替の先生はですね、手続のない児童に対して、個別での話をしたり、指導したりしております。また学校長がですね、学校全体のかかわりや、学年や各委員会内で情報を共有してですね、組織として指導しているところでございます。また当委員会としてもですね、関係機関等に働きかけ、サポートを体制も整えて、指導しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 3番目に行きます。担任の先生及び校長ですね、小中一貫校の縦の状況が私よくわかんないんですけど、校長がおって教頭がおって担任がおるという形になっていると思うんですが、これ、中学校と小学校の部では、どういう形になって対応しているのかというのがね、ちょっと見えないんで説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、この義務教育学校についてはですね、1年9年生というような形で、中学校1年生のところ7年生と呼んでおります。そうした中で、学校の組織とすればですね、校長が1名おまして、副校長が1名おります。それと前期後期に教頭が1名おります。そういった形の職員体制という形で、教職員は60名ぐらいだから義務教育は、運営しております。

○議長（皆川 高司君） はい、原田議員。

○議員（17番 原田 幸美君） 小学校の部でも、そういう責任がある方がおられるのであればね、何で早く対応が出来なかったのか、それから担任の先生のね、状況等も把握ができるはずですよ。確か毎朝会議やってるはずですよ。授業が始まる前、こんなところでそういうものが出てこなきゃいけない。また、教育長あたりもねどうのような把握をしてたのか。これが騒いだのは、教育長にいつも耳に入ったのかね、知りませんけんが、遅いでしょう、対応がですね、その辺がね、今後、もし、大事を来たすような場合があった場合にはね、とんでもないことなんです

よね。さっき、早いうちに片づけていかないと、こういうものは、起こってからじゃ間に合わないんですよね。そういう面を考えてやはり、教育長あたりは、学校のほうとの連携をとりながらですね、コンタクトをとりながら、状況を把握してやっていただきたいなど、先生が足りないということはよく存じ上げておりますが、そうかって、知らない会話出来ないはずなんですよ。子どもがいるんですから、勉強させなきゃいけないんですが、それを御理解してですね、今後の取組につなげてください。これで私の一般質問を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、木戸勝正議員の一般質問を許可します。はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 8番の木戸議員です。ただいまより一般質問を行います。最初にふれあい塾を支える会についての、助成金の検討について、お聞きしたいと思います。今福智町は令和4年度補助金助成金実績額の及び、令和5年度、補助金、助成金予定額は、の関係について、各交付額を112団体に交付しておりますが、ふれあい塾を支える会には助成金を交付していないのか。現在もふれあい塾の役員が今12人おります。いろいろふれあい塾が行事するときには今まで旧金田の時はですね、いろいろやってきました。例えばキャンプのとき、あの道をキャンプのとき、ずっとふれあい塾12人の役員がずっとやってきて、そしてまた、12月31日に日の出があるときにも、ふれあい塾は自分たちでお金を出しながら、ぜんざい、それとかそばとか出して来た人にふるまっております。そしてそういう関係とか、いろいろ研修も行ってありますし、そば打ちの、その中で、いろいろ、予算の関係でもないものだから、少しは町からもらいよったんです。けど、いろいろ文化祭とか、夜市のときにも自分たちで、持ち合ってきて、そして自分たちで、そういう、利益を上がったんを、売上げでつくっております。こういう団体の112団体に交付しておりますのにね、ふれあい塾だけなんで交付しないのか、そのほうですね。そして最近はコロナの関係でいろいろ、しておりませんが、今中止しておりますがまた今度始めるようにしております。梅の剪定もやっております。草刈りもやっております。無報酬、ボランティアです。そういう関係にですね、補助金を出したほうがいいんじゃないかと思ってですね、私は今、教育長に聞きたい。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 朝部教育長のほうから報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。ただいま、木戸議員さんから御指摘のありました、ふれあい塾の件ですが、助成金や交付金につきましてはですね、その団体が行う事業や活動に対して支出しているという状況になっております。また町内にはですねふれあい塾を支える会のほかにもですね、大きくボランティア団体がありますが、その多くが無償で活動していただいておりますので、

御理解いただきたいというふうに考えております。また令和2年度からコロナ禍になってからですね、また梅の剪定、草刈り等につきましてはですね、外部の方にですね、委託しているというような状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 教育長ですね、今ふれあい塾のですね、役員は12人、おりますけれど、その中で、今残金が3万7,741円あるんですよ。これも今までずっと、ふれあい塾は、皆さん方たちがいろいろ持ちよってきて利益が出たお金がこんだけです。ですからねこんだけ大きい団体にですよ、112の団体にやってるのですね、ふれあい塾も一生懸命やっております。公共のために、だからぜひとも、その助成金をですね、教育長検討して、まだ、12月補正もありますので、来年からですね、立派にふれあい塾がね向上できるようにまた入塾ができますように、そして、今入塾することも、上の方はもうほとんど草は生えてですね、通られんような環境になっております。それもふれあい塾に、支える会に言えば、ちゃんとしますよ。だから、ぜひとも教育長、あなたの力で、ぜひとも、補正を、12月の補正で、してください。町長もするち言いよるんですき。よろしく申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 基本的にですね、先ほど先述で申し上げましたようにですね、団体に交付している助成金とかいう意味ではございません。その事業に対してやっているということが基本のベースという形になります。また私一存でですね、はいわかりましたということにも財源の関係がありますんで、なりませんけどまたこれまでですね、できれば町長のほうと相談させていただきながらでもですね、検討の余地があるかなというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） いろいろわかりました。できるだけ検討をお願いします。12月議会で補正をよろしく申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 私の立場でですね即答はしにくいんですが、そういった形という形では受け止めておきます。

○議員（8番 木戸 勝正君） はい、木戸議員。わかりました。まだその件は力を入れてしてください、町長もさっき笑顔で答えておりますので、よろしく申し上げます。それではですね、次は2に移りたいと思います。道の駅の設置についてですね、観光の拠点でまちづくりを目指したいと、多くの方が訪れる観光地、拠点づくりの道の駅の設置の関係でございますが、よく設置業者とよく協議をし、連携を図りながら、産業の育成に努め、汗から生まれてくる新鮮な安全な農作物づくりを推進し、住み続けたい、住んでみたい、大好きな福智町を活性化するためにも、設

置してもらいたい。要望書に対する町からの回答は、道の駅は地域の産業を果たすことを十分理解しております。町としては、マーケティング調査を実施し、設置の是非、候補地区を含めて、検討はさせていただきたいと思っておりますので、御回答は聞いておりますが、そういう関係で、この前、私と議長と、現地視察に行きました。そして、その報告も町長にはしております。できるだけ、もう必ず福智町は作る作るですとつくらんとですよ、一番遅れちよる。だから、活性化のために町民が活性化のために、できるだけ一日も早く、道の駅を設置してもらいたいと思っております。町長その意見をよろしくお願ひします。そして、地元区長の推薦ももらっておりますし、ですね、今一生懸命、3人でやっておりますが、そこを理解して、御理解を得て、できるだけ一日も早く道の駅を設置して、もらいたいと思ひます。そして、土地が広い、狭いとかいうよりも、現地行った土地がかなり広いんですが、横のスーパーマーケットとかその前の、山を買えばかなりの土地になります。ちょうど道の横でございますので、そこは良いと思ひます。できるだけ、町長一日も早く、設置できるよう検討をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 木戸議員のおっしゃるこの道の駅構想につきましては、私も一期目の途中からこの道の駅について考えを持つようになりました。二期目に入ってはですね、やはり前に進んでいきたいというのがございます。この道の駅、ほかの町村、ほとんど、道の駅を確保しております。大きいもの小さいもの、まちまちでいろいろありますけれども、まず、このマーケティング調査をやって、どこ方面につくるのがいいのかとかいう部分も含めて、福智町に道の駅をつくるのがいいのか、そういう部分について今、コンサルのほうにですね発注をしております。それが来年の2月末に調査を完了する予定ですけども、将来的な展望として、やはり道の駅については考えないといけないということもございます。私もどういふ道の駅をつくったらいいのか、どういふところに、これをつくったらいいのかとかいう部分を含めてですね、今現在いろんな多方面の方々に意見を聞いております。その中で、やはり、町の負担にならないで、一番最良の方法でつくる場所はどこなのかという部分も含めて、このマーケティング調査が終わる頃にはですね、返事を、道の駅構想、その部分について説明をさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） ちょっと、できるだけ早急に、出来たら町長も現地視察を行って見てですね。非常にいいとこでございますので、一日も早く、町民が活発化できるように、栄えるように、福智町が使えるようにですね、一日も早く設置してもらいたいと、この前も要望書を出しておりますので、検討をよろしくお願ひします。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 次に移ります。3、福智町文化連盟のPRについての、CDの作

成についてでございます。これですね会議でいつも文化連盟の会議でいつも検討させておりますが、本家本元ですね、福智町の文化連盟の団体の自主性を尊重しながら、交流を盛んにし、それぞれの団体の充実と、総合的な事業を行うなど、町民文化の振興を、図り明るく豊かなまちづくりに寄与することを目的として、毎年、文化祭が盛大に展示部門とか、舞台とかいろいろ一般教育部門でもいろいろ開催しております。その中で、CDの作成をですね、作ってくれという会議がございましたので、すぐ私作りました。15枚ほどの程度で一応つくっておりますけど、それはお金がかかりますそれだけでもお金がもう10万以上かかっております。これは私が全部お金を出しておりますけれども、できるだけそういうようなPRをしてもらう、のためには、CDをつくってですね、全国的にPRしていきたいと思っておりますが、3町合併してからですね、福智町を活性化するためにですね、最初は、福智音頭ですね、3,000枚ほどをつくりました。そして、温泉が1,000枚、福智山笠を1,000枚つくってですね。このときの町長は、浦田町長でございました。浦田町長も非常に一生懸命考えて、文化とか、そういう伝統になかなか力を入れておりましたので、町長ももう少し、文化と芸能、自然や歴史、伝統を大切にして、感動、仲よし大好きな住み続けたいまち住んでみたいこの大好きな福智町を活性化してもらいたいんです。だからできるだけですね、そういうあれをつくってもらいたいということで、私が先ほど言いました福智町の、これですね、文化連盟の歌です。これ15枚程つくりました。これはもう、これ私は全部つくっておりますが、作詞やら作曲やしてでけております、全部ですね。ぜひともこういう文化を発展するためには、ぜひとも、こういうあれをつくってほしいんです。もう今私が言うた枚数の関係でも、福智音頭の福智温泉やらですね、福智山笠もつくっております。全部出来ております。祭りイベントの参加をできるような福智町全体が、温泉のあれも全部つくっております。これは、前の浦田町長がおるときに、やっております。そして今、今年で文化祭が16回けど今年で17回目ですよ、文化祭。17回目の文化祭ですね。だからぜひとも、前の町長がですね、こういう歌をですね、PRしてくれと、こういうことでずっとやってきておりますが、まだそのする以上はですね、文化連盟の歌からつくってほしい。本家本元の、町長、教育長、できるだけですね、これはもうごく簡単なあれですけど、こういうような、文化連盟だったら、福智町の風景は入りますけどですね。それを検討しながら実行してもらいたいんです。これは、教育長、お願いでございます。教育長もう少し力を入れて、そして、町長に言ってもらったら町長もいやとは言えんですよ。ほんとにこれ文化、発展するためのあれですけど、そうです。私が代表して行っております。文化連盟の役員の中から私が代表して言われてやっておりますので。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員ちょっと何かそれようみたいですか。

○議員（8番 木戸 勝正君） いやそれを、この分は文化連盟ですよ。このことを言うんです。

○議長（皆川 高司君） いやいやPRをしてくれえっちゅうことでしょうか、町長答弁してください、はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） CDの件に関しましては私もちょうと、知識が不十分でございます。教育長のほうより回答させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。簡明にお願いします。

○教育長（朝部 英晴君） はい、木戸議員さんにはですね福智町の文化行事のですね、いろいろと貢献していただいて、常日頃からですね、ありがとうございます。またそういった中でですね文化連盟のCDをつくってくださいというような、要望ですが、この件につきましてはですね文化連盟という組織がございます。その中でですねどういうふうな形で今から取り組むかというような形で、組織の中でまず諮って行って、方向性を出していただいてですね、またこういうふうにしたいというような形で、また申出てくださればというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 続いて、一応書類関係とかそういう明細書関係もまた提出、教育長を言われるように提出します。それから、検討をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 次に移りたいと思います。各課の業務内容についてですね、昭和30年から令和4年度までの町公共料金の収入状況についての、各課の徴収時についてちょっと尋ねたいと思っております。6点ほどありますけど、6項目についてですね、軽自動車についてですね、軽自動車は89.13%しか取れてないんですよ。なぜ100%ぐらいの近いところでいけない。納税しないとうけられん。それを、89.2%しか徴収してないんですよ。そのどこちょっと聞きたい。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その細かい部分につきましては担当課より報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課課長、仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） おはようございます。税務住民課の仲村と申します。よろしく申し上げます。令和4年度につきましては、軽自動車税の現年度の徴収率についてでございますが96.29%でございます。先ほど、木戸議員が言われました、86%につきましては滞納繰越し分も合わせた徴収率となっております。昨年ですね、令和4年度におきましてはこの中においてですね、徴収率、の収納率の若干の3年間、低い部分もありましたが、令和4年度につきましては、若干ではございますが、上昇しております。滞納につきましては、収納対策係のほうで強制徴収なりですね、実行しているところでございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） わかりました。少しでも徴収率が向上するために頑張ってください。次ですね、国民健康保険税ですね、これは71.89%。の徴収しかなくてないよ、国民健康保険への徴収は、切り替えるときですね、大体みんな入れるはずですけど。非常に徴収率が少ないので、71.89%でございます。そのところ、低い徴収率ということですね、はどうなっておりますかということ。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） これ現年分と過年分が入っております。担当課のほうより紹介させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長、仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 国民健康保険につきましては先ほど木戸議員が言われました、71.89%は現年度滞納繰越し分を合わせた徴収率になっております。令和4年度の現年分につきましては、89.2%となっております。前年度が89.8%でございますので、若干、コロナ禍の影響もあり、徴収率が減っている状態です。滞納の方につきましては、保険証等交付というのは基本的には出来ない状態になっておりますが、分納の約束をされた方につきましては短期証を交付しまして、期間限定のですね1か月単位とか2か月単位の保険証の交付で賄っております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） それも今言うたようにですね、もう少し徴収率を上げるようにしてください。お願いします。次に引き続いて次は住宅家賃の使用料とか家賃の関係でちょっとお聞きしたいのですが。これも非常に住宅はですね、59.61%しか取れんと、滞納額がかなりある滞納額はですね。大変なものです。滞納額はですね、福智町は全体で、町営住宅、2億3,600万を超えております。滞納額は、ですね。これはですね、方城赤池金田の住宅に住んでいる滞納者でございます。方城だけでも、140人、赤池247人、金田276人の滞納者がおります。金額については、かなりの金額で、先ほど言いました2億3,600万以上の、未納者がおります。これをですね、もう少し減、一生懸命頑張ってもらって、せめて95くらいに行かんとですね、住宅は立派に使用料をつくっております。使用料ね。そして犬を飼っちゃいかん猫を飼ってはいけないというけど皆飼っております。日曜日でも放送しております。そういうことないように、最低でも、99%以上をとって、98点から、99点になったら県から表彰出来ますよ。それを前提として一生懸命頑張ってもらいたい。住宅関係。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 住宅の部分についてもそうですが今現年分の住宅使用料について、滞納者が多い場合は、滞納の月に合わせて裁判、そういうふうに行っておりますし、今過去の分ので

すね、徴収率辺りを拝見しましたら、収納額がですね年々、かなりの額を徴収しております。減っていないというのは累積されている部分が若干あるというふうに感じてますけども、僅かながらですけども、滞納率は減っております。そこら辺については、引き続き、徴収を徹底してやるということで、よろしくご理解いただきたいと。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 滞納のことは大体私ほとんど詳しいと思います。税務で11年おりましたので、徴収ですね。だからですね、できるだけそういう、今町長言われたように、一生懸命弁護士をつこうてやっておる法的な処置をやっておりますけど、ですね、余りにも、金額を大きいもんですね。だから、もう少しですね、今年は、競売でもしたかしてないかですね。例えば働きよる会社のところに行って、差し押さえもできる、そういう方針もですね、やってできるだけ町は潤うような財政も赤字にならないようにやってもらいたいです。町長、お願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員の御指摘のように、頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 次学校給食の関係でございますが、学校給食もですね、まだ残ったのは66.80%

○議長（皆川 高司君） 学校給食とかない。

○議員（8番 木戸 勝正君） これは滞納はね、残っちゃうんですよ。

○議長（皆川 高司君） 学校給食の滞納、はい。

○議員（8番 木戸 勝正君） これはねまだね、66.80%残っております。ですね。要するに今私が各課の行政課の内容を聞きたいというのは6項目、今、4項目目やっております。これを、学校給食ですね。まだこっだけ残ってるんです。学校給食ですよ。金額したら分かると思います。これ表教育長もろちようと思う。それ。学校給食、まだ4,900万、残っちゃう。ですね、資料もろた関係は。だから、もう少しですね、学校教育給食も、徴収してもらいたいね。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 学校給食費の滞納分という形でございますが先ほど、原田議員のときにですね、説明しましたように、滞納額という形で、これ昭和63年からですね現在までの額が総額含まれてます。約35年間分です。それが4,900万という形になっております。現在の徴収率はですね、97%以上超えております。そういった形で状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） それでは保育料の関係でございますが、保育料もですね、84.27%しかとってない。まだかなり残っておりますが、保育所。だからこれもですね、学

校教育で先ほど一緒の様に、一生懸命徴収頑張ってもらいたいと思っております。それで、よろしくをお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 次に移ります。最後でございます。受験資格のね、町職員ですね福智町の職員の採用試験について、ちょっと私も町民からかなりの町民からいろいろ聞いております。耳にしております。年齢は何歳まで受けられますかね。試験、福智町の採用試験職員の年齢は何歳まで、可能ですか。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） 令和5年度については30歳までとなっております。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 次は最終学歴、中高大その他条件があるのか、そこを聞きたいんです。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 最終学歴の条件は特にございません。年齢については18歳以上ということでございます

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 臨時でですね、入れる職員、本職になれるのか。当然、試験を受けな本職なれんと思しますので、それは試験は可能ですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 会計年度から本職員にということでしょうけども、正規職員にという部分については、条件が整えば、試験を受けていただくことは可能でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） そしたらですねあの中で、給与関係でですね、第2回の福智町の職員採用試験の要綱の勤務条件の中で、給与一般事務の職員の関係で、高卒、短期大学、短期、全て大学があります。中卒はないんですよ。給料明細が。だから中卒は受けられんとじゃないですか。ないです。この、資格募集のあれ。総務課長をもらった資料に。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員今何番行きよと。

○議員（8番 木戸 勝正君） 最後ばい。

○議長（皆川 高司君） 4番。

○議員（8番 木戸 勝正君） 5番目ばい、最後ばい。

○議長（皆川 高司君） 5番目の、右の何番目に行きよう。

○議員（8番 木戸 勝正君） 3番目。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関しては中卒でも構いません。目安として高校大学卒と書いたところでございます。はい。中卒でも大丈夫です。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 資料にはこういうふうに書いておりますけど、中卒でも関係ないということですよ。はい、わかりました。そして、最後の4番目に移ります。いいですね、各組織団体からの推薦状をとかですね、いろいろ、推薦状があれば採用するのとかかですね、いろいろ友達から頼まれて、中学出であれば臨時職で持っていったりですね、高卒で点数は悪い場合ね、それを上げたり、面接で上げたりそういうことは、時々ほとんど私この頃よう聞くんですよ、これ。そういう不正なようなことは絶対町長、せんように、町長、しっかりしようと思えますけど、絶対各種の団体とかそこら辺来たらですね、そういうしないように、もうこれから今後からですね、気をつけてほしい、私の耳に入るんですよ。ね。できるだけ、そういうふうによね本当に試験が通って、やっぱり通って、そして面接もびしゃと受けて、非常にこの人はいいだと、町のためになると、そういう人をですね、ぜひとも、合格していると思います。よそに、人に負けないよう、町民に負けないように、団体とかそういうように負けないように、町長前進してもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 各種団体からの推薦状があれば採用するの、との質問にお答えしますけども、そういうのは選考材料には入っておりません。あくまでも試験を受けた方、そのお方で優秀な方を採用するというところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） それも、一応臨時職員も町長そういうことですよ、しよないということですね。そういう声ちらっと町行ったら聞くからですね、そういうことないように、今後も、それとしませんとはっきり、申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。それでは、次は、高津鶴己議員の一般質問を許可します。はい、高津議員。高津議員、ちょっと待ってください。はい。ほいじゃ10分ほど暫時休憩します。それから高津議員、よろしく申し上げます。

午前10時04分休憩

-----  
午前10時17分再開

○議長（皆川 高司君） はい、それでは再開します。次は、高津鶴己議員の一般質問を許可します。高津議員どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 13番、高津鶴己でございます。いつものように、4項目にわたって質問したいと思います。まず1点目、ひとり暮らしの高齢者対策について、町長にお尋ねします。65歳以上の福智町の高齢者は7,753人、ということで令和4年度決算書の各課報告の中で報告されておる数字ですと、高齢化率は36.29%、ということになっております。かつて、上野地区で孤独死が発生した事例を記憶しております。また、最近では、病院から自宅に戻り、家族に見守られながら最期を迎えた方もおられます。福智町でひとり暮らしをされておる高齢者の数、は、何人おられますか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 高津議員の質問にお答えさせていただきます。一部の方について把握は出来ておりますけども、町内全域における実数の把握は出来ておりません。この一部というのが、70歳以上につきましては、2,673名いらっしゃるということを把握しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 70歳以上の高齢者でひとり暮らしされておる方は2,673名おられるということであります。近所に、身内縁者がおられて、元気な方は問題ありませんけども、遠方ですぐに、駆けつけられない場合、ひとり暮らしの2,673人の連絡先というのは、町として、把握しておられるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 全ての方の状況把握は出来ておりません。しかしながら、SOSネットワーク登録というのがございましてそれを、登録されてる場合についての連絡先につきましては、把握しております。その人数というのが37名いらっしゃる。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） SOSを発しておられる方が37名おられると。いうことでもありますけども、行政区で、ひとり暮らしの方を把握しておれば問題ないんでしょうけれども、行政区に入っていない方という方もかなりおられるのではないかと思います。地域包括センター、地域包括支援センター、あるいは高齢障がい福祉課で見守り活動等を行って、いる方というのは、全体で何名おられますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） およそ180名となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 役場で見守り活動をやっておられることが、180名とお聞きしました。こういった見守り活動、やってくれてという要請は、地域の民生委員から、の要請なのか、あるいは本人の要請に基づくものなのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） この要請に関しましては様々でございます。地域民生委員の方々や、本人から、また家族からの要請など、様々でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 様々あるということで、180名を見守り活動を行っておるということでもありますけども、認知症が進み、あるいはひとり暮らしの継続は困難となった場合、身内縁者、がおればいいんでしょうけども、そういった身内縁者、がいない場合、見当たらない場合には、こういった手続をとられるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） そのような方々には町が対応措置をとることになります。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 民法877条の扶養義務者というのは直系血族及び兄弟姉妹、3親等内の親族ということで、民法上は規定されております。あるいは、税法上の扶養控除というのは、6親等までの親族ということで、民法と税法とはちょっと違いますけども、こういった3親等内の親族、が見当たらない場合に、どういうふうに決められておられるのか、対応をとられておるのかももう一度お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） この民法第882条の中に相続の開始については、相続、は死亡によって開始するとの定めがあります。このことによって特別援護者の探し出しについては、非常に厳しいものがあると思っております。なお特別援護者が相続人となり得るためには家庭裁判所で、相続財産管理人の申立てが必要となっております、という状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 相続人になり得る人といった場合に、3親等内の親族、兄弟姉妹、がほとんどだと思いますけども、あとは、判例というか、家庭裁判所の許可で、いわゆる相続人となりうる特別縁故者と、いうのが、判例等で、決まっております。こういった特別縁故者というのは、町として、簡単に、探し出すことができるのかどうなのか、御説明します。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） この件には探し出すという件に関しては、困難だというふう感じてお

ります。これ申出があった場合に、把握できることであってですね。そういうふうに理解して考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員、どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） 判例等で見ますと、内縁の配偶者、あるいは生計を同じくする者、療養看護に当たっているものということで、家庭裁判所に申し出る3か月以内にということでありますけども、そういったことでやっぱり町として、特別縁故者を探し出すことはかなり難しいんじゃないかと思えます。そういった点で、3親等内、あるいは、特別縁故者、探し出せなければ、認知症が進み、あるいは、1人で生活を継続するのが困難となった場合、やはり、病院に入院していただく、あるいは施設に入らせていただくということになろうかと思えます。そういった場合に、もう一度お尋ねしますけども、地域包括支援センター、あるいは高齢障がい福祉課のほうとして、やはりひとり暮らしが困難な場合にはやっぱり、そういった施設、病院に入らせていただくということは、肝心だと思いますけれども、そういった場合に、どういう、苦労というか、措置ができるかどうか、どうなのか、もう一度お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） 高齢障がい福祉課及び包括支援センターなどで、関連機関がございますけども、この方々につなげられるというのが、特定されてるからということなんですけども、やはりこの情報収集というのが非常に難しいものがあると思う。だからやはりこれは、隣近所の方々、そういう方々の、要するに申出とかそういう部分にもですね、注意して、耳を傾けながら、確認をするということが大事になるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 私も1件、相談受けておって、ちょっと苦慮しとるんですけど、ひとり暮らしの方、認知がちょっと進んでおられるということで、隣近所とのいさかいといいますか、いろいろあったようなんですね。やはり、ひとり暮らしが困難になった場合、そういった身内がない場合、やはり町として、高度な判断になろうかと思えますけども、措置入院なりあるいは施設、に入らせていただくということで、場合によっては、1番最初冒頭申し上げましたように、孤独死ということも、最悪あり得ますし、そういったことでぜひ、見守り活動を強化していただいて、やはりそういった措置が必要となった場合には、余地がない場合、やっぱりそういった、高度な判断というのは必要ではないかと思えます。隣近所の方は、場合によっては火をつけられるんじゃないかということまでを怖れられているという、いう話も聞きますし、やはり、高齢者のひとり暮らしで認知が進み、あるいは、1人で生活していくのは困難ということになった場合の措置を十分これから検討していただきますか実施をしていただきたいと思います。次の質問に移ります。2点目、学童クラブについてであります。保護者の不在等により、放課後、学童ク

ラブ、は、令和5年3月31日の決算報告の数値では、275名の方が、放課後学童クラブを利用されておられるということで、昼間、自宅にいない保護者にとって、非常にありがたい施設ということでもあります。小学校1年生から小学校6年生までを、対象としておられますけれども、希望者全員を受入れておられるのかどうなのか、待機しておる児童はいないのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） この、規則の中で町内の小学校に在籍する1年から6年までの児童と規定しておりますけれども、今待機児童はですね、現在おりません。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） いわゆる、学童クラブについて、定員、ていうのがあるのかどうなのか、現在員で275名で入っておるということでもありますけれども、定員というのがあるれば、オーバー収容といいますか、保育園の場合はたしか定員があつて、定員の2割までオーバーすることが可能と、許容されておるということ聞いておりますけれども、その辺、定員という制度があるのかどうなのか、あるとするならばオーバー収容してるかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。今現在、学童クラブは、町内7か所ございます。その中の総定員で言いまして、定員が437名、定員として定めております。その中で9月1日時点で児童が活用している部分については306名、今現在、定員を超している学童クラブはございません。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 利用料といいますか月謝っていうのは、どういうふうに決められておられるのか、何か学童クラブの要綱といいますか、例規集では、4,000円という数字があつたようなんですけども、何か、私んところ孫は今行ってるんですけども、5,500円払っとるとかいうのもありますし、どのように決められておられるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 保護者の原則の負担金としては運営規則の中、17条の中において、児童1人当たり1か月4,000円と規定しております。先ほどの高津議員の、5,500円余分な部分についての、費用につきましては各学童クラブの運営状況により、おやつ代とか、傷害保険料とかいう部分は、別途保護者の方より徴収をしております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 4,000円統一しておつてあとプラスアルファということでおやつ、あるいは、傷害保険っていうか保険等の費用ということで理解しました。決算書、4年度の決算書を見ますと、町が助成しているのは、学童保育委託料、7,401万円、それか

ら放課後児童クラブ利用料助成金151万円というのは、載っておりましたけども、それ以外に、町が助成しているのはあるのかなのか、あればどういったものがあるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるとおりでございます。そのほかには特にございませんけども、学童クラブの施設は、大規模な修繕等が発生した場合、そういった場合のみ工事金として支払う場合がございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 放課後児童の支援員というのは、教員資格あるいは保育士の資格を要するというふうに私は理解しておりましたけども、今回の例規集、改定では、県知事の研修を修了したもので足りるということになった、ようでありますけども、なったんですけども、これは従前からなのか、いつからこの県知事の研修で、よくなったのか教えていただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それに関してお答えさせていただきます。子ども子育て支援新制度がスタートした平成27年度から、支援員に対して資格要件が義務づけられ、支援員と呼ばれるものは、研修を修了した有資格者であるというのが基準となります。そのほかにもですね、運営に当たってはですね、補助員という形で、支援員、支援の単位ごとにですね2人以上、または1人、補助員はですね、1名を補助員として変えることを規定しておりますので、県、それを守っていくようにしております。それは条例の中で、支援の配置人数は、支援の単位ごとに2人以上、また、1人については補助員をもってこれに代えることができるというのが条例でございます。補助員に対しての研修の修了義務はございません。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 支援員というのがいて、あと、補助員を置くことができるということで、学童クラブによってでありますけども、2人じゃなくて、4人5人ぐらいいるように思いましたが、それはそれぞれの学童クラブのやり方だと思いますが、その後、学童クラブのカリキュラムといいますか。指導内容というのはどうなっておるのかどのように決めておられるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 学童クラブにつきましては保護者が労働または疾病等の理由により、昼間児童の養育が出来ない家庭等の児童に対し、環境を与え、児童の健全な育成を図ることを目的としております。各学童クラブにおきましては、年間の指導計画や、特色のあるカリキュラムと

いうのをおのおので組立てて、日々の運営を実施しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 年間計画を決めてやっておられるということで、保護者会というのか総会というのか、そういうところで説明があつてんだなと理解しました。次の質問でありますけども、小学校については、中学校は部活、クラブ活動というのが盛んに行われておるようでありますけども、小学校についてのクラブ活動というのは、行ってないのかあるいは学校公認のものはないのかどうなのかをお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 教育長のほうより、答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、小学校のクラブ活動についてでございます。小学校及び義務教育学校前期課程では、クラブ活動を行っておりません。公認したクラブ活動もございません。しかし各小学校及び義務教育学校前期課程においては、特別活動の中で、共通の興味、ある、持つ子ども、また、学年の交流を目的としたクラブ活動は行っております。対象児童は、4年生から6年生、活動時間は学校によりますが、年間6回から10回、1時間当たり1回当たり45分から60分の間で、サッカー、ソフトボール、囲碁将棋、パソコンなどのクラブ活動を行っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 特別活動を行っておるということで、中学校の部活の前段階だと理解しますけども、サッカーなりソフトボール、あるいは囲碁将棋と、あるということで、理解しました。これは、過去にも質問したかと思えますけども、いわゆる学校外の学習塾、あるいはスポーツクラブ等に通っている児童数というのは小学校ごとに把握はやっぱり困難なのかどうか、どうして、そういった学校外の活動は、学校は無関係だからやらないんだということなのかどうか、そういった状況を調査、特別調査をするということも必要ではないかと思えますけども、教育長の見解をお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、情報の把握という形でございますが、現在学校の中また社会の中で働き方改革ということが進んでおります。またそういった観点から学校外のですね、保護者等に対するアンケートなど、実施、把握ということを行う状況にはございません。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 把握してないと、つれない返事でありますけれども、ちょっと保護者としてですね、どういう状況にあるのか、もう、小学校の4、5年生ぐらいから、やはり

塾に行く子がかかり出てきてるのではないかなあと。保護者あるいはおじいちゃんおばあちゃんですけども、ちょっと気にしてるわけなんです。あるいはそのクラブで体を鍛えるあるいは稽古事やってるだとかですね、そういったことで、ぜひ、校長会だとか教頭会だとか、いろんな場面場面が教育委員会の場であろうと思いますけども、学校外の活動状況について、一度、特別調査というのか、やっぱり先生がたもそれは、知らないでいいんだじゃなくて、どういう状況にあるのか、やっぱり一度調査したらどうかなと思うんですけども、教育長の見解を尋ねる。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 高津議員さんのですね、確認していただきたいということが分かります。冒頭に申しましたように、また働き方改革、教員にですね、このアンケートをとれということとはなかなか難しいのかなというふうに思いますが、非公式の場ですね、まず、公式ではないという形ではですね、どれぐらいの人数の方がいてるというような形ではですね、こちら側も、把握したいと思っております。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、高津議員。ぜひ再検討していただいて、実施の方向でお願いをしたいと思います。次の質問に移ります。GIGAスクール構想の現状及び総合学習についてお尋ねをしたいと思います。小中学校の児童生徒全員に、GIGAスクール構想の一環として、タブレット端末の1人1台貸与して、2年半が経過しております。端末を利用した学習状況についてお尋ねしたいと思います。持ち帰り学習も可としておたはずでありますけども、実際に、今現在、持ち帰り学習は行っておるのかどうなのか、教育長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、タブレットが始まりまして約2年半という形で進んでおります。タブレットの持ち帰りについてはですね、全ての学校で実施しております。各学校、各学年の状況や発達段階、教育課程に応じて、宿題や家庭学習のための、許可しております。また教育委員会としましても、回数は設定してはおりませんが、積極的にですね、持ち帰っていただくように、学校には指示をしております。また有事発生に備え、コロナ禍の経験も踏まえながら、学校に来れなくなった状態を想定し、オンライン授業、を設定して、学期に1回実施は必ずやっております。学童利用者や環境未整備の家庭に配慮した形で、先生と児童生徒をつないだオンライン、授業を実施しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） インターネット環境にない家庭っていうのがあるということで、導入する前から導入当初、ちょっと、話があったかと思っておりますけども、町が助成をして、Wi-Fi設置等で利用できるようになった数というのは、わかっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、貸出しの状況というような形で2020年ですね6月に調査をかけております。その中ではですね1,850人の生徒がおりましたが、86人の生徒が設置出来てないということでございましたが、あれが2年後、昨年度からですねインターネット接続機器をですね、貸出しも対応しております。それで17世帯の方からですね問合せが来ましたが、実際にですね、その機器を使ってるのは、1件だけでございます。またそういった形で今年度は令和5年度、1,735人おりますが、そのうち、36人の家庭にないというような形で、約2%、の状況のない家庭というふうになっております。また、ただし機器は貸出しますが、インターネットの接続する、費用についてはですね、家庭の負担という形で但しをつけております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 貸出しをしておるということで、実際に持ち帰り学習等を行った場合に、利用出来ておる数っていう、利用出来てないというか、使えない家庭はもう解消したということいいんですか。はいありがとうございます。あと、心配なのはですね、特に持ち帰りをやった場合に、端末のタブレット端末の破損だとか、あるいは紛失だとか、そういったことが起こるのではないかと私は心配しておりましたけども、そういった数というのはどれくらい、あったのか教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、使い始めてですね約2年半がたちますが、現在、当初、1,850名の生徒に貸出してあります。その中で今現在、破損したとかですね、不具合不具合が生じた。という台数は35件です。紛失についてはですね、全然あっておりません。0です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 端末の不具合が35件あったということで、意外と少ないかなと。思いました。全国統計でも、かなりな、破損紛失があるというふうに聞いておりますので、35件はやむを得ないかなと思います。今後の端末の利用目標といいますか、私は将来は紙の教科書はなくなるのではないかと。もうタブレット端末で全て教科書代わりになるのではないかと、いうふうに考えておりますけれども、そういった紙を、教科書がなくなるという時期が、来るのかどうなのか、来るとすればいつごろなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 福智町ですね今の児童生徒は全ての生徒がですね使える状況になっておりますが1年生から9年生まで、ありますというような形で、学習のですね、進捗状況はまちまちです。一概にですねどこから紙がなくなると。いうようなことは今のところはですね、わかりません。というのは国の動向をですね、見ながら、きちっと、地教委として、判断していく

という形になります。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 小学校の授業時間の割り振りということでなんかこれ、2022年度公立学校事業計画に、関する文部科学省調査では、小学5年生の年間の基準、は、1,015コマ、1コマ45分の授業時間だと思いますけども、1,015コマというふうになっておるようですが、1,086コマ、7%を超えるような、学校が37%あるということでもありますけれども、福智町の小学校の授業時間というのは、どのようになっておるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 小学校の授業時間につきましては学校教育施行規則で定められております。授業数は、1年生が850時間、2年生が910時間、3年生が980時間、4、5、6年生についてはですね1,015時間というふうな設定になっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 年間、1,015ですね、文部科学省の基準ということに合致しておるということで理解しました。総合学習時間というのが、年間、これは西日本新聞の9月4日の1面の春秋欄に載っておったんです。福島県喜多方市の小学校農業科副読本というのが喜多方市にはあるようなんですが、年間35時間、総合学習の時間、農業を教えるということでもありますけども、総合学習の時間っていうのは、35時間というふうに決まっておるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、総合学習の時間、議員の質問、時間数は35時間というふうになっておりますが、実際にはですね、3、4、5、6年生については、各70時間というふう設定されております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 7時間って言ったんかな。70、失礼しました。総合学習の時間が年70時間ということで、福智町は運営しておると。いうことでもありますけども、総合学習の授業内容というのは、それぞれ学校によって、小学校によって工夫されてると思うんですけども、どういうふうになっておるのか、大まかに説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 総合学習につきましてはですね、総合学習の目標、内容はですね、学習指導要領を踏まえ、各学校で定めるようになっております。体験活動、職場体験等も入りますが、地域教材を活用し、各学校の特色を出しています。例えばですね、上野小学校上野自然や文

化、歴史を探究し、福智町のよさを追求するといったよう学習になっております。また例を挙げますと、弁城小学校ではですね、米づくり、野菜づくりを通して、より良い、食生活を追求する学習ということなどを行って、各学校ですね、全ての学校で取り組んでおります。共同に入れるのは上野焼に関する学習、についてはですね、各学校全て、取り組んでおります。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 総合学習というのは、各小学校の特色っていうのか、出せる。ほかの教科については、教科書会社の文部科学省検定が通った教科書会社のを使っておると思いますが、総合学習というのはそれぞれ地域の特色を出せるものだと思います。ぜひ、生き抜く力、いろんな、力を養成するためにもですね、総合学習の充実をお願いをしたいと思います。道徳の時間というのがあると思いますが、これは総合学習に入るのかどうなのか、別個のものなのか。お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 道徳の時間でございますが1年生がですね、34時間、2年生から6年生までが34時間という時間設定をとっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 総合学習が70時間ということで、道徳は34時間あるということで、これもまた教材があるのかなのか。多分あるんじゃないかと思いますが、副教材というか、それぞれ学校の特色を生かして、教育をお願いしたいと思います。この項目の最後の質問ですけども、原田議員がちょっと最初に質問されましたけども、学級運営がうまくいっていないクラスの数というのは、教育委員会で、把握しておられるのかどうか、今現在、何クラスがうまくいっていないのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、福智町で4小学校に2中学1義務教育学校って7校あります。そういった形で、生徒数1,735名という形で、行っておりますが、その週ですね初めに、私が校長と、7校の校長副校長たち名と、オンライン会議を持ちます。その中で、一応今週起きるであろうと想定できる、問題については事前にキャッチします。そういった形で行って、各学校にですねこれ、校長間の情報共有ということを私は強調しております。それで各学校はよその学校で今こういうことがあってるんだなとかというような答えが、予想がつかますので、またコロナの感染インフルの感染、その額はどうかというような形になります。そういった形ですね、また管理職に対して指導しております。また、人員配置の配置や学校ですね、組織体制を見直すなど、多くですね教員の目で、児童生徒を見ることができるよう、常々ですね、配慮を行っております。また地教委としましてもですねこのことがあった事案については、委員会としても

情報共有しながらですね、対策を講じているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 具体的に、金田小学校なんかがあると、当初の質問ではあったようですが、教育委員会で、何クラスがやっぱりうまくいってないという数というのは、今現在掌握されておられますか。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、本当にですね、原田議員からも質問がありましたように、現在ですね金田義務教育学校が若干きつい状況にあります。またそういった中で4年生のクラスがですね少し、教員が途中で体調を崩したということもありですね、少し荒れた状態という形になっております。またこれは対策を打たないけません。地元のPTA、また、学級をですね、開放して見ていただき、こういう状況にありますということを見ていただいてですね、アンケートをとりながら、対処の方法を考えていっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 3回目の質問なんでこれでやめますけども、ぜひうまくいっていないクラスについてやはり、校長教頭あるいは学年主任か、そういった人たちがやっぱり、手助けというか、いろんなサポートをするということで、正常化に戻すということは必要ではないかと思えます。騒いでおる、生徒は、それはいろんな事情なり発達障害なりあろうかと思えますけども、やはり、ほかの生徒は迷惑をしておるということでやっぱり早く正常化に戻していただきたいというふうに思えます。最後の質問に移ります。施政方針の具現化についてお尋ねします。6月議会で公表した、町長、教育長の施政方針の具現化、令和4年度も含みますけども、町長教育長にお尋ねします。コスモス診療所の民間医療機関への移譲、令和4年度町長施政方針でうたっておられましたけども、令和5年6月議会の町長答弁で、予定していた医療法人が断念したという通り一遍の報告で終わっております。訪問診療を担う医療法人の誘致ということで、私も、期待しておったんですけども、そこが出来なくなったということでありますけども、コスモス診療所の跡地について、どういうふうにされるのか、町長に見解をお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私の町長就任当時からですね、24時間の訪問診療、これが行える医療機関ということで話を詰めてまいりましたが、診療所のみ経営じゃなくて全体で考えたいということで試算をさせてもらいたいということで、医療機関が試算を行ったところ、ここにかけた改修の費用をですね、回収するに当たって経営が非常に圧迫されるという要因からですね、これについては先方のほうから断念させていただきという旨の回答がございました。これについて今年度、プロポーザル民間移譲のですね、募集をかけるように考えてましたけども、この診療所

部門と保健センター部門、今後についてはですね、この両方を別々に考えないといけないという結論に達しました。で、診療所と保健センターを一体にするとですね、かなりの高額な予算がかかるということで医療機関のほうはちょっと厳しいという返事を、いろいろなところからいただきました。それで、今後については、建物の診療所部門、それと、旧保健センター部門を切離して、診療所部門のみですね、医療機関の誘致を早急に進めてまいる所存でございます。残りました保健センター部分につきましてはですね、活用の仕方が、まだ公共機関の中で統一をするという部分でございますので、今後、旧の保健センターの部分については、公共機関、そういう部分を含めて活用を図っていきたいというふうに感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） コスモス診療所部門ですね、については、再度、また、公募、するというのでいいわけですか。はい。ぜひ、訪問診療ということは、これからの、福智町民にとってやっぱり必要な医療だと思います。そういった点で訪問診療を行えるような医療機関、医療法人が、引き続き公募していただきたいというふうに思います。これはある友人が言ったんですけども、コスモス診療所、草がぼうぼうになっておったところ、草刈ってるんだけど、片づけてないということで、草が飛び散っているというようなこともあります。やはり、まだまだある公共の施設でありますので、やっぱり清潔を心がけていただきたいと思います。2点目の質問でありますけども、公共施設の統廃合について、老朽化が進む中央、金田、方城の三つの公民館及び体育館の整備統合に向けた取組を着実に進めていくと。いうことでありますけども、これからの計画、確か令和5年度は、方城、体育館といいますか公民館っていうのか、設計をしてる段階ではないかと思っておりますけども、これからの計画というのを明確にしていきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今先ほどおっしゃられました体育館の部分なんですけども、アリーナ機能を持った体育館ということで、解体すべき体育館等もございますけども、集約を図っていくという計画でおります。今年度途中より設計の業者を選定しまして、来年度中に設計を終わって、そのまま工事着工という運びでございます。工事については、約2年を要するというふうに考えておりますので、それからいきますと、7年度、ぎりぎりのところになるんじゃないかなというふうに感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 伊方小学校の建て替えというのは、ずっと前から懸案になっております。伊方小学校は、この体育館の整備統合等の後ということになるということでもありますけども、伊方小学校の建て替えは、実際に令和何年度になるのか、通学しておる。児童にとって、あるいは保護者にとって興味のあるところでもありますので、一応、目安としていつごろなのかお

尋ねたい。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、施設の統廃合という形ですね、町長のほうから、統一選挙が終わった後ですね改めまして指示を受けました。公共施設ですね統廃合につきましては、現在、検討委員会から体育館や公民館の一体型で、併設による、新築の意見書が出されておりましたけれども、遊休の施設の活用も踏まえてですね、旧方城庁舎も含めた中で、活用出来ないかと、公民館機能として利用出来ないかというような形で、今、検討に入れというような形で町長から指示を受けました。またこの工程につきましてはですね、体育館につきましては今年度来年度、持続的にですね、設計費を計上させていただいております。今年度中にはですねプロポーザルを行い、設計業者を選定して、来年度中の設計完了、その後、本工事の着手に入り、8年度中の竣工を目指しているところでございます。そういった関連から伊方小学校の建て替えにつきましては、6月議会で少し答弁したとおり、公民館等を含む公共施設の統廃合が完了して、現在で令和9年度からですね、予定じゃ取りかかれるというところで今工程を組んでおります。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 伊方小学校は令和9年度から取りかかるということで、まだまだ先になるという見通しでありました。今、教育長の答弁の中にあつたかもわかりませんが、教育委員会電算室が入っている旧方城支所については、どのようになるのか、どういう取扱いになるか、もう一度お聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 常々ですねその電算室がこの問題であつて、活用がなかなかしづらいという方がネックになっております。このことについてもですね、町長部局のほうと協議して、電算室の移動等考えて、方城庁舎含むまたコスモス医療センターの空いた施設ですね、利活用、また活用出来んかという形で、現在のところ方城庁舎についてはですね、公民館機能を持たせた、かつ計画が出来ないかというところで今現在進んでおります。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 公民館機能も含めたところの方城支所の扱いというのが、新たに出てきたということで理解しました。最後の質問です。地域ブランド化新たな観光資源の開発を行うとありますけども、新たな地域資源の掘り起こし、観光資源の磨き上げということを言っておられますけども、具体的なものは何なのか、全く見えません。町民に分かるような、どういうことをやるのか、具体的に何なのか、お教え願いたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。この地域、ブランド化ということで新しい

観光資源の開発、地域が持つ魅力を引き出し、観光客や、来訪客を増やすということで、福智町の地域経済の活性化を図るのが主眼でございます。具体的な例としましては、福智町の自然や上野焼を生かした作陶体験及びお茶会体験をベースとした観光ツアーづくり、また、陶器まっりの集客向上を図るための各種イベントの実施、次に、登山客が町内を周遊したくなるようなコンテンツづくり等、福智町を訪れてもらえるきっかけづくり、そういう部分に注目して進めていきたいというふうに考えております。やはり、福智町には自然な福智山を初め、様々な地域と魅力のある部分、地域がございます。それを生かすために、今現在の集客のみならず、インバウンドを活用して海外の方々からも、この上野焼に引き寄せるような、そういうツアーづくりとかそういうきっかけづくりをですね、この10月から、福智町として行うように、様々なイベントも含めて、実施計画を立てております。また最後になりますけども、スイーツ大茶会につきましては、毎年3万人を超える御来場をいただいておりますけども、来場者についてはですね、継続的な集客として取り組めていない。という部分が課題としてあるためですね、これまでの取組も参考により、より効果的なものになるように検討しているということ、今現在はですね、そこまでの返答しか出来ませんが、これを再現できるようにですね、民間委託も含めて、このスイーツ大茶会につきましては、引き続き検討したいという考えでおります。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） スイーツについても、今町長答弁がありましたけども、今年度はやるのかやらないのか。それだけお答えください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） スイーツ大茶会については今年度は困難でございます。行わないということで御理解ください。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 今年度はやらないという回答であったと理解しました。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

.....

○議長（皆川 高司君） 次は、森野和彦議員の一般質問を許可します。はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい、2番、森野、一般質問をさせていただきます。まず、1番目ですが、6月議会でも、質問させていただきましたけど、最低制限価格の公表について、町長は検討していくということをおっしゃってましたが、その後の検討内容をですね、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ最低制限の公表、事前公表という件でございますけども、これにつ

いて検討は確かに入りましたが、しかしながら国土交通省あたりはですね、ダンピング防止というのを、示しております。この最低制限価格を事前に公表すると、当然、ほとんどがくじ引になることが想定されます。そうなった場合に、価格の下のほうとなります。今物価高騰の中でですねこの価格を下げるのが、はたしていいのか、もう少し、これを上げることのほうを考えたほうがいいのかという部分で検討を進めております。で、今現在事前のですね公表と事後の公表、そういう団体等についても調べました。事前公表をしているところの団体、事後公表の、団体等についてですね意見を聴取いたしました。その中で、別に問題ないという、事前公表のところもあれば、やはりこれは、今、早急に事前公表すべきでないという団体もごございます。その部分を含めてですね、まだこの価格の事前公表については、もう少し、検討させていただきたい。時間をかかり過ぎということはおっしゃるけれども、もう少しお時間をいただきたいというふうを考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 町長が、事前事後公表の状況に関してですね、答弁されましたが、田川郡内に関してですね、事前公表しているところはほとんどであります。で、大任町、福智町のみが、事前公表はしていません。それで、それから、ダンピングに関してですね、発注者側の状況によって、最低制限の比率をですね、上げていくというのもですね、国交省は、指導要綱にもあります。そういった点をですね、考えたら、ダンピングに関して、一理ありますけど、発注者側の検討で、いろんな状況ができると、いうことをですね、踏まえて、やっぱり公平、平等、そして、行政職員にですね、負担のないような状況していくには、まずは事前公表をしていく、そして、皆さん平等で入札をしていただく、落札すれば、引いていただくと。いう状況をですね、やっぱりもう少し考えていただきたいというのがございます。で、前回、町長が総合評価方式もうたってましたけど、この総合評価方式は、非常に難しいです。かなりですね、勉強しなくては行けません。そういった方法もですね、行政として考えているのか、お聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃる総合評価方式、この部分についてはかなり難しゅうございます。これは、行政側のほうはですね、そこまでないんですけど、受注する業者のほうですね、いろいろと手続上難しい部分がございます。その指導についても時間がかかりかかりますけども、総合評価落札方式、これについてはですね、将来的には考えていけないといけないともそれ早々に考えていけないといけないという部分があると思います。それと、事前公表をしてないのは、ほかにも、もう1町ございまして、そこら辺ともいろいろと話をまだ行っております。これはどうが1番適切かという部分を含めてですね、それぞれの問題を今吸い上げて、それについて全然、勉強してないということじゃなくて、いつの時期にどうやるのかが1番いいのか

とか、そういう部分も含めて今現在、確かに協議はしております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今からですね、将来的にも、今後ですね、行政の在り方、そしてまた発注の職員の状況もですね、十分考慮されまして、検討していただきたいと思っております。はい議長。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 次にですね、入札結果の情報公開ですが、この内容に関しましても、時期的には、いつごろぐらいに実施予定になるのか、お教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは議員が前回の質問の中でもありました。それをうちの執行部としても検討しないとイケないということで、入札結果のネット公表については、10月1日から行います。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 10月1日から公表するというはもうインターネット上で公表という理解でございますかね。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そうでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問に行きます。次は社会福祉法人、社会福祉事業に関してですが、福智町においてですね、社会福祉協議会と社会福祉法人が多々ございます。んで、本来言えば、社会福祉事業というのは、行政が行うものでございます。その中で、社会福祉協議会、そして社会福祉法人は、非常に困難な業務を請け負っていただいています。社会福祉法人に関しましては、本当にこれは、高齢者とかですね、緊急を要する高齢者、なおかつ障害者含めてですね、幼児から高齢者まで、必要な事業施策でございます。この必要な法人、協議会の意義をですね、福智町としてどういうふうなお考えで、事業をしていただいているのか。見解をお聞きします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 社会福祉協議会につきましては、地域福祉や社会福祉の推進を目的とする事業の企画及び実施を行っている団体であり、町におきましても福祉事業の多くを委託するなど、町民の福祉向上において非常に重要な役割を担っている団体と認識しております。また、社会福祉法人については、社会福祉事業を行う団体であり、都道府県知事により認可を受けた団体でございます。それこそ幼児から、高齢者の方々までに、そのニーズに合った福祉サービスの提供を行っていただいている団体と認識しております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 社会福祉事業は、非常に重要でございます。福智町においても、法人は19施設あります。この中で、1種事業、2種事業というふうにですね、分かれていますけど、やっぱり1種に関しましても、特養、とかですね、障害者の施設は、本当に親御さんにとってもですね、助かります。そういった、社会福祉事業ですね。やっぱり福智町としても、どんどんですね、進めていってほしいし、また今から、非常に障害者の人口がですね、増えてます。その中で1番重要な施策とは思いますが、その辺を含めてですね、社会福祉協議会も、やっぱり福智町にとっても、最重要でございます。社会福祉協議会は、これ各社会福祉法人を求めていくという状況でですね、福智町の最重要、協議会というふうに理解してありますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 当然、この地域福祉や社会福祉の推進のためには社会福祉協議会はなくてはならない組織と思いますし、それに傘下にあります社会福祉法人、この部分についても、この社会福祉協議会全体が行う協議会というのがございます。その中で必要性についてはですね、当然理解しているつもりでございます。その中でもこのサービスをどういう形で行っていくか。そういう部分についての総合的な考えは、町の福祉事業が考えないといけないというふうな考えでおります。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今の町長の答弁でもございましたが、やっぱり社会福祉協議会も、社会福祉法人も福智町にとっては非常に重要な施設ということは理解しました。で、それに関連してですね、やっぱり許認可権というのは、やっぱり県にあります。県が許認可権を持っていますし、ましてその監査及び、特別指導とかいうのもですね、県が行いますが、福智町は、助成金、補助金とかですね、委託金とか、やっているとありますが、社会福祉協議会にですね、そういった内容で、どこまでの権限が福智町にあるのか、お聞かせください。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この社会福祉協議会等につきまして、うちは助成金及び委託金を出しております。その中で、やはり監査というものが必要なもので、今現在まで、福祉協議会、そちらのほうの監査というのは、報告のみで終わっている部分がございますので、やはり行政としての監査をその中に、やっていかないといけないという部分は考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員、もう3回しちょうよ。

○議員（2番 森野 和彦君） 次に行きます。次の質問は、児童生徒の不登校に関して、6月議会でもお伺いしました。その中で、不登校に関しましては、長期欠席30日以上が、該当すると

いうことでおっしゃってますが、不登校の個別指導、こういった内容で、具体的に、指導しているのか、お聞かせください。町長及び教育長をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関しましては教育長のほうより、答弁させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、長期欠席、また、不登校の件でございます。また長期欠席がですね30日以上続くと不登校というふうな形になります。児童生徒という形で、コロナ禍以降ですね、またこの問題が1番今、重要案件でございます。そういった中で個別指導についてはですね、健康状態の確認も含め、担任や養護教諭など、様々な先生や、かかわり、連絡や面談を行っているところでございます。またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他、児童相談所、福祉事務所などの協力を得て、児童生徒だけでなく保護者との面談も実施しているケースもあります。また学校登校出来ない事情もある、児童生徒につきましては、希望すれば、タブレットを用いたオンライン事業、また下田川適用教室が、福岡県立大学のサポートセンター等の関連機関との協議、協力も得て、働きかけを行っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今不登校に対しての、個別を具体的な内容で御説明をいただきましたが、実際、福智町として、不登校生にですね、対する、指針とか、実施計画とか、そういったものをつくる予定はないのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。こういった形です、不登校、学校に行けない、重要案件でございます。またこういった形をですね、見える化していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今教育長おっしゃいました、見える化していきたいというふうな状況がありますが、私が今質問したのは、やっぱり不登校に対する福智町の教育委員会の姿勢、として、不登校の、福岡県も、うたってますけど、福智町としての不登校に対する指針、それから実施計画、そしてアクションといったものをですね、つくってもらえる予定はないのかと、いうことをお聞きしたんですが、その辺の見解をお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、今現在指針があるのかという問いでございますが、今現在ありません。けれどもこれは必要なことと、スピードを上げてですね、取り組まなければいけない問題と考えております。また状況についてはですね、先ほどから申し上げますように、学校の状況はですね、週の初めに、全ての学校長から報告を受け、状況は把握しております。まずそういった

た形ですね、常々ですね毎日ルーティン業務で対応しているところがございます。つくるのかつくらないのかの、ついてはつくるようにはいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 続けます。前回の6月の議会でもですね、そういった不登校に対する状況の中で、人員不足であるということをおっしゃってました。で、その人員不足もそうなんですが、やっぱり段階的な対策、今教育長がおっしゃってましたが、ソーシャルワーカー、それから、カウンセラー、そして福祉とかですね、いろいろ学校の支援要員、というのをですね、設定しているのかどうかをお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 先ほどの1番目の質問で回答しましたがそういった支援要員は設定しております。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーもですね、必要があればそこに適時的確にですね、必要に応じて出向くようにして、はおります。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次行きます。やっぱり、次はですね、教育施策についての質問です。教育施策に関しまして、今年度、全国一斉に小学校6年生、それから中学校3年生の統一学力テストがございました。その中で、当福智町の結果はどうあったのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、全国学力テストにつきましては4月にですね、国が6年生と、中学3年生を対象にですね、国語と算数、中学校におきましては、国語、数学、英語で、検査をしている中身でございます。またそういったところからですね中学校、町内のですね学校の差は、少しありますが、全国を基準にしますと、やや下回っている状況が福智町の現状でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） インターネットでも公表されてますが、点数がですね、筑豊管内、福岡県に関しましては、小学校が、県平均ですけど、101点、国語がですね、筑豊管内は97.9点。それから算数に関しましては、県平均が100点。それから筑豊管内は95点。5点の差があります。中学校に関しまして、県平均100点。筑豊管内90点、国語はですね、数学は82点、筑豊管内、県平均100点。それから英語に関しましては、県平均92.2、筑豊管内は68.8、非常に低いです。こういった点数要素に関して、具体的にお聞きしますけど、原因、お聞きします。教育長。よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、今森野議員さんが点数でですねネットで見れますというような

形でございますが、平成31年度からですね福智町の学力の状況を見ますと、小学校の国語算数、中学校の国語ともに、はですね、上昇、向上しております。先ほどのデータラインと比べますと、また中学校の数学は若干上向きになっておりますが、全国の学力学習状況調査では、測定できるものは、学力の一部でありですね。また学校における学校活動の1側面であることから、踏まえると、要因を明確に答えることがなかなか難しいという回答でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 学力に関しましてもですね、今、親御さん方が1番起因されている状況とは思いますが。特に、今言ったのは、筑豊管内ですよね。田川管内はまだ低いですよ。かなり、そう認識してます。その中で、福岡県が田川管内を特別指定とかいう内容には指定をしていないのでしょうか、教育長どうぞ。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） なかなかですねそういった形で指定してしまうと、なかなか難しいところがありまして、現在のところはしており、実施されておられません。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 県内平均までは、とは言いませんけど、せめて、今から5点、検証とかそうですね、10点の上昇が無理でしょうけど、そういった努力をですね、今やっているとは思いますが、福智町の教育委員会そして学校の現場としてどういう対策を練っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 先ほどからですね順位の公表は把握されておられませんただ、福岡県がですねホームページに掲載する、毎年12月にですね調査結果を掲載した欄がございます。それを参照にしますが、また順位がですね、公表されたとしても先ほどからの申出のとおり、学力の特定の一部であること、また学校における、教育活動の1側面であることなどから踏まえると、順位を公表することにより、序列化や過度な競争が生じる恐れがあるなどの教育上の大きな影響があると考え、福智町教育委員会としてはですね、今後も順位については、公表するようには考えておりません。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 私の質問順位を明記してましたけど、これはもう言えないということは、御理解します。理解してます。しかし、4番目の質問ですが、県平均値まで引き上げる方策を福智町としては、何かとってますかというのを、よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、学力の順位を引き上げるという方策でございますがまずはです

ね、幼少期からの家庭教育が最重要と思います。学校での取組としては授業づくり人材育成、マネジメントの3本柱から成る日常的、組織的事業改善が、学力向上につながると考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 具体的にですね、学校が夏休み期間中に何をやってるとか、学年単位ですね、4年生5年生6年生、今から中学生にもなるような状況でですね、学力の向上するには、学校別に多分やってるとは思いますが、特に、何を具体的にやっているのかというのを教えていただきたいというふうに思っていますが、

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 特別ですね学校で日頃から何をやってるかという質問でございますが、日常的に学力努める授業のですね、チェックリストの活用、1人1人が学習に応じた習熟度学習、補充学習、個々の児童生徒の学びを充実させる、ICT活用等を行っております。また人材育成についてはですね学校の中核となるミドルリーダーの育成、教育等の専門性を持った教師の育成、教える側の育成ですね、それからマネジメントについてはですね、義務教育学校9年間を意識した、学力定着を目指すPDCAサイクルの充実、効果的な取組を推進する、校長をリーダーとした組織マネジメントの充実等を日頃から行っております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。わかりましたか。はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） いや、難しすぎて分かりません。今日は具体的にどういった教科をやってるとか、それをお答えしてもらいたかったですけど。要は国語、数学、英語とか、そういったものを重点的にやってるよ、夏休みの間、ね、もう特別に時間を少し長くしてやるよとか、特別にそういったカリキュラムを組んでるよとか、そういった内容をお聞きしたかったんですが、ま、よございます。次行きます。議長、いいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。どうぞ5番目ね。はいどうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 最後になりますが、今お2人の議員さんからですね、質問が出ていましたが、金田義務教育学校ですが、1学期に、4年生5年生6年生が非常に落ちつかないという状態が、あったと。その中で、もう担任がですね、長期休養というような状況に至っていたと。そして、今現状の内容をですね、回復しているとは思いますが、すぐに現場復帰というのは無理でしょうし、そういった、今の状況ですね、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、金田義務教育学校についてはですね、原田議員さん、また高津議員さんから御質問がありましたとおり、1学期についてはですね教員の方が体調不良になるといったことから、クラスが荒れたという状況になってきましたが、2学期についてはですね、もう少し体調不良の教職員も回復して、出勤出来ております。100%ではありませんが元の状況に

戻りつつあります。引き続きですね、児童生徒の行動を注視しながら、学校全体、またはですね地域の方と見守って行っていく体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） そういったその1学期に、学級担任が長期休業になったというのはどこに原因があったと思われますか、教育長。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 金田義務教育学校はですね開校してまだ数年という形でまだ組織的にですね前期と後期というような形で、教職員60名おりますがワンフロアでやっておりますが、学校のですね前期の体制と後期の体制がなかなか、その授業の運び方が違うといった事からですね。なかなか前期の教職員は、もう教室に行ってしまうというような形からコミュニケーションがとれてないというような形から少しやっぱりメンタルのほうがですね、苦しくなってくるということもあります。それからまた不登校に対するですね、また、いろいろ多々ですね、健康の確認だとかですね、そういったこともあってですね、もう精いっぱいぎりぎりのところでやっております。それからまたその1人欠ければですね、また1人欠けたところをもっと補充しなきゃいけないといった形で、皆様方一人一人ですね、個々に負担がかかっております。そういったところからなかなか厳しい状態にあったということでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今教育長から答弁をいただきましたが、金田義務教育小学校が小中一貫の、最初でございます。その最初の位置づけで、いろいろな問題があれば、今後、他校に行くときに、問題発生しますよね。まずそこをしっかりとやっていかないと、やっぱり福智町として必要であるから、小中一貫校やったんです。とは思うんですよね。その足固めを、ぐらつくようでは、今後の小中一貫校に非常に問題があると思います。その中でですね、また田川で今小中一貫校、いろいろあります。香春にしてもそうですが、思永館でもやっぱり問題は起こってます。だから、本当にこの小中一貫校というのは、難しいと思います。しかし、それをやるという以上はですね、福智町にも、その最初の義務教育学校、金田がメインですから、そこをやっぱりしっかりと足固めしてほしい。その辺の考え方をお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい。

○教育長（朝部 英晴君） 小中義務教育学校はですね1年生から9年生までという形でですね中1ギャップがないという形で進んでおります。またそういった形でですねできれば6年生から7年生と移行するという形で、ギャップなしというような形でいきますが、そういう、学校全体がですね出来て間もないというような形から、職員会の連携等もありますが、なかなかその体制にまたなじめてないというような形で、意味もあります。後期課程のですね、教員が前期課程に

行って、やがて上がってくるだろう、7年生が見れます。6年生、5年生を見れます。そういった形で初めの段階です、この子たちをどうするかという対策を今打っています。おのずからもう2年もたてばもう7年生になります。そういった形の利点もありますのでそのところを生かしてですね、今後、また組織運営をですね、委員会と、一同なって、やっていきたいというふう考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 次は、矢野博文議員の一般質問ですがここで、13時まで休憩します。

午前11時46分休憩

午後1時00分再開

○議長（皆川 高司君） はい。それでは、休憩に引き続き、再開します。矢野博文議員の一般質問を許可します。はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 16番、矢野博文でございます。本日は、社会福祉協議会、についてちょっと質問させていただきます。初めに、社会福祉協議会の仕組みについて、理事メンバーと評議員メンバー、を教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 矢野議員の質問にお答えさせていただきます。理事会メンバーにつきまして報告させていただきます。会長につきましては、嶋野勝氏が会長でございますけれども、理事会メンバーにつきましては、社会福祉施設、地域代表、学識経験者、町行政、福祉関係団体、教育関係者から、選出区分により、12名で構成されていますが、そのメンバーについては、12名、読み上げますか。いいですか。はい。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 理事会についてはメンバーは何人おられますか。理事会。何人かおるはずなんですよ。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 12名で構成されております。12名。

○議員（16番 矢野 博文君） 評議員は何名ですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 評議員につきましては16名ということでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） それでは、評議員に、評議員の権限との役割についてお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。詳細につきましては担当課のほうより報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。八代課長。

○高齢障がい福祉課長（八代 賢一君） 高齢障がい福祉課の八代です。評議員につきましては社会福祉法第45条の8というのがございまして、評議員には権限がございまして、それにつきましてうたわれております。まず、1に、評議員は、全ての評議員で組織する。次に、評議員会は、この法律の規定する事項及び、定款の定めにより、議決することができる。3に、この法律の規定により評議員会の議決を必要とする事項について、理事会、その他の評議員以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しないという部分で社会福祉法には規定されております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） あのですね、課長が言うのはちょっと難しい、私は私なりに勉強してきました。評議員会の権限、第45条、8、評議員全ての、評議員で組織する。2に協議会は、この法律に規定する事項及び定款、で定めた事項に限り、議決することができる。3、この法律の規定により、協議をし、評議員会の決議を必要とするということについて、理事会、その評議員以外の機関が決定することができるということを、内容する定款の定めは、その効力を有しない。この効力を有しないということは、評議員については、法人先、鑑みする立場で発言ができる、と解釈されるようになっております。これに間違いはないですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） ほんならですね、先日、10日ぐらい前かな、自分が評議員に推薦されて、なりました。それで一応、嶋野会長、辻村、局長、3人と話したとき、おたく、ここに来て評議員の一員でしょ、私たちは理事会なんですよ、理事会は評議員と話すことはない。ね。それで一応、自分達の立場をちゃんと説明しても、いや傍聴も出来ん、日程も教えん、あくまでも評議員は評議員で、評議員会で話をしてくれっっちゃう部分で、一応回答を得たんですけど、こんな、会長でも、評議員会は務まるわけですか、町長。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） 評議員会というのは社会福祉協議会の運営組織全体について議論はできると。というふうに感じておりますので、会長たちがおっしゃることというのはちょっと違うか

なというふうには感じておりますけど。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 3回目です。

○議長（皆川 高司君） 3番目。

○議員（16番 矢野 博文君） これで3回目です。

○議長（皆川 高司君） はいはい。

○議員（16番 矢野 博文君） ほんなら、例えば会長の言い分と、町執行部の言い分と自分が感じた部分がみんなずれちゃう、矛盾しちゃうわけですよね。それに対して、町長はどうするわけですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員は評議員のメンバーというふうに理解しております。その中で、理事会のおっしゃることがよくわからないというふうに思うんですけども、理事会に出て意見を述べるというのは、自分の中では、意見は述べるべきじゃないかなというふうには感じておるんですね。だからそこでそれを否定されるというのはおかしいかなというふうには自分も感じてます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 現社会福祉法人、執行部は、理事会が主体であって、理事会に入れない、意見も言わせない。会議は日程も知らせない、組織的封鎖的な体制について、町長はどのように思いですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 質問の内容等についてちょっと合ってるかどうかわかりませんが、理事長たちの解釈違いによって評議員のこと仕事の内容について、指定するというのはおかしいことで、評議員は反対にその理事会から組織の全体の運営をですね、それが正しいかどうかを協議するという場であって、その中でそれを否定するというのがちょっとよくわからないんですけども、評議員というのは、社会福祉協議会、その運営、その全体についてですね、協議できるというふうに感じておりますけども、

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） それではですね、この町民の苦情、願い事はいつ理事会に意見をできるわけですか。理事会が受け付けないとやき。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） その理事会の内容についてですね、協議する場所がありますから、評議員の立場というのは、理事会等は一線を画しているというふうに感じておりますけども、理事会

のやることに、評議員としては、その意見を述べる立場にあるというふうに感じておりますので、その立場でいくと評議員のほうを否定するというのが意味をよくわかんないんですけども。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） これ社会福祉法人の定款にあるんですけど、第45条の10、理事及び、幹事は、評議会において、評議員から特定の、事項について説明を求められた場合は、当該事項について必要な、説明をしなければならないとなっております。これを、これにも、その方城の会長は違うことをしようよね。そのことについてどう思いですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 自分はその場にいなかったのですがどうと言うことは出来ませんが、評議員の立場、理事の立場、それぞれございます。その中で、理事の行う理事会、理事がそろって行う理事会について、その内容についてですね、評議員はそれを評価する、評議する場であるというふうに感じておりますので、理事会の中に入るのには教えないとかそういうことをちょっとお聞きしたんですけども、そういうことはあってはならないんじゃないかなというふうに感じますけど。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） では福智町社会福祉法人、社会福祉協議会の年間の予算は幾らですか。一つ、県費は大体幾ら出るわけですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。社会福祉協議会に拠出されます、都道府県、受託収入につきましては765万、これが、県からの補助と、いうこと、なってます。それと、町からの総額も、それで報告してよろしいですか。はい。社会福祉協議会に町からの、総額の金額、助成する分と委託料と、その他が入っておりますけども、総額で1億6,111万5,171円でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） これもちょっと矛盾した部分出ちゃうんですよ。一応その本人たちは、県から840万、ほいで、一応町からは、最初、4,900万、1億ちょっと、2億ちょっと、そして、3億という話があった。執行部は、向こうの執行部ですね、あつこで2億9,000万という数字も出ちゃうんですよ、町としたら1億6,110万。しか出てないですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 町からの総額としては1億6,111万5,171円となっております。その2億9,000万というのは、その他社会福祉協議会への、寄附金とかそういった部分が全部入ったの金額じゃないかなというふうに感じてますけど、

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） それちょっとおかしいことないですか。町から1億6,000万しか出て出てないというんですよ。2億9,000万じゃ1億3,000万ばい。ふく～るバスで何ぼもうける、風呂場で何ぼもうける。ね。それでこれん香典返しで、例えば、1件5万としても、100件でね、500万ぐらい。ね、ちょっと数字的に合わんとやないですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、この総額の方については事務局試算の中で、委託してる部分と、それと、委託分も全部含んだところの総額が1億6,000万ということです。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） ではですね、これも法律に載っております。第45条の20ですかね。評議員は、社会福祉法人の業務の時間内にも、次に掲げる請求をすることができる。  
1、会計帳簿、またはこれに関する資料の書面をもって作成されるときは、当該書面の一覧または写し、を請求できるってなっちゃうけど、ちゃんと町は請求しても、もろてもいいですかね、町から社会福祉法人に、

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今現在ですね社会福祉協議会内部の監査と監査報告は行われているようですけども、町の監査委員による、団体への監査は現在行っておりません。

○議長（皆川 高司君） 町長なぜしてもらわないのかっちゅうことやから、なぜか、答えんと。はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） その監査の必要性というのをとられたときに、はっきりとした言葉というのも私はもう申し上げることが出来ませんで申し訳ないんですが、以前からのずっと慣習で来ておりまして、監査は行ってないというのが実情でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） ではですね、向こうの言い分です。向こうの言い分が町負担金会計監査報告が行っていないのかっちゅう自分が言うたらですね、ここ2年間には行ってないと言っているが、なぜそういう言葉が出るわけですかね、2年間ね。黒土町長ね、町長になって5年目よね。その前の3年間は出しよった。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ずっとその以前から、合併した当初からそれが行われてなかったということになります。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 次に移らせてもらいます。職員給料規定についてです。1、社会福祉法人、協議会職員の給料と、町職員の給料とは、格差があるのではないですか、福智町か

ら4,900万の給料をもらっているにかかわらず、町職員との格差があつていいのですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。その件に関しても、内容について私のほうは把握しておりません。

はい、議員お示しの分については、一応把握しておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 町政の点にちょっと突っ込ませていただきます。町の職員の等級は何、6とか7とかあるでしょ。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 6級まででございます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） ほいで例えばその定年退職するじゃないですか、2階級下がるんですよね。向こうは全く下がってないんですよ。その差額はどうするんかって言うたら、会長が決めた。会長が決めたいうんやったら、会長が出すべきやろ、差額分をです、もう半年間ぐらいはね6級のなんぼ、31万。普通やった20なんぼ。27万5,000ね、普通やったら27万5,000。でも向こうは31万ぐらいでしょ、誰が決めたのか。ほんなら会長が決めた。ほな、その財源はどっか、どこかちなるやろ。ね、おたくたちの給与まだね、4万5万円多いんやき。おたくたちもおもしろくないよね、福智町の職員に準ずるが基本やき。準じてないやん。そき監査請求をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、今議員から指摘がありましたけども、町としてもきちんと監査を行っていく旨の申入れはいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 現職員を定年退職して、再任用の職員になっていても、職員待遇は変わらず、給料はあくまで福智町職員に準じるが、基本で、30%引きの社会福祉協議会職員、は違うのか。理事会の会長サイドで決めることなのか、これはね、やめる前がポストは局長やったんですよ。なあ、60歳再任用で、30%引き、2等級下がるんやきね。ほなそのまま、それはそのままいいですよ。ね、局長、いや、人間がおらんやった。人間兵隊200人おるんやきね、おたくたち。誰かしきる人間おるはずなんです。こういうと、何もわからんで、金だけ投資していいわけですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この問題につきましては状態を把握してなかったという町に、お金言われましてうちのほうとしても、それは、落ち度があつたというふうには解釈しておりますけど

も、委託金が、町が4,900万の委託金を払う中で、それを給与に使われているというのは想定出来ますので、その部分についてはですね、やはり、給料規程辺り等についても、監査の中で申入れして、是正するべき、問題というふうに考えます。町の場合はですね、定年になった場合は役職というは退くこととなりますけれども、課長でやめた場合は係長職、係長役職につくことは町の場合はですね、やめて現在のところ、町は、係長以上の役職につくことはありません。だから、当然、社会福祉協議会においても、それを踏襲していただくという、監査の仕方になるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 町長、建前はね、そうなんよ。ね、実際になってない。ね、ほんなら、それを何でおたくたちが監視出来なかったのか、また自分たちが評議員の一員となつてね、それをあばき立てようと思うんでも、向こうには届かんとやき。ね。そこんどこ、誰がどうするこうするを考えてもらわんと、おたくたちも損するんやきね、誰かほんなら、例えば給料3万か4万、毎月あがると、そのまま行きよう。一年にすらね、36万円。こんな36万ちゅう金はどっから言うんですか町長、町民の税金ですか。当然そうよね、そやろ。そんなんやったら税金まけてくれな、おれたちに。ね、ちょっとそこんどこ考えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、社会福祉協議会の議員御指摘の部分については、町として今まで現在まで、それをわからなかったというのがありましたけども、これからは町の交付金に委託する金額に対しても、監査を十分にやって、その監査のお金の使い方、その部分についても監査を行うと。ということでこれから進めさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 最後にですね、町長違う、あんね。町長がわかったき、今からそうするんやないね。おれが調べただけで2年前からそうなつちよんやき。ね、ほな誰かが、決めちよんやき、会長が決めたちいいよんやき、ほな会長に支払い命令かけたちやいいやん、別に、ね、これが、例えば、おたくの嫁さん、子どもたちの税金にね、そこに行きようと思うたらこんちくしょうと思うよ、俺やら金貸しやき余計思うよ、ね、そき、もうわかった時点で、やないでその前から、例えば定年が60でね、んならもう人間おらんき、同じポスト与えたとかなんとか、そこ云々が通らんとやきね、兵隊いっぱいおるんやもん。兵隊だらけよ。あつちよか賢い人間いっぱいおるちゃ。ここにおる人皆賢いと思うよ。ね、それ。そきそこんどこ、もう1回考え直してください。私の質問を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、お疲れさまです。はい。次は、田寄みゆり議員の一般質問を許可

します。はい、田寄さんどうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） 3番田寄みゆりです。よろしくお願ひいたします。まず第1に、福智町の農業政策について質問をいたしたいと思ひます。今ウクライナ情勢や気候変動の影響などから、世界的にも食料確保の悪化が懸念されています。食料の6割以上を輸入に頼る日本では、より深刻な問題となっております。農業生産者を育てて、食料を確保するための福智町での農業政策はどうなっているのかをお尋ねしたいと思ひます。①の質問です。国内農業は、今や危機的な状況となっております。全国的にも、農業生産者は減少しています。平成22年に205万人だった農業従事者は、令和4年には4割も離農していると言われてしています。福智町でも高齢化が進んでおります。現在の農業の実態や、就農者についてどうとらえているかをまず教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、田寄議員の御質問にお答えさせていただきます。福智町でも危機的な状況という議員おっしゃられますけども、やはり同じ考えでございます。5年ごとに全国的に行われる統計調査というのがあります。それについては、農家家屋戸数について、調査を行っておりますが、2015年の725戸で、2020年には594戸、もう既にここで131戸減っております。70歳以上の農業経営者は46%、69歳以下は54%といった状況であり、担い手が大幅に不足していると、現在とらえております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、福智町でも同じような状況ということで、やはり危機的という御返事でした。②ですけれども、国内ではですね、平成22年から令和4年までの間に、東京都の面積に匹敵する農地が消失をしているということですが、福智町ではその農地の面積の変化はあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 過去5年間において報告させていただきますが、2万8,800平米の農地転用により、若干ではございますが農地が減少しております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 若干ということで、それでも農地のやっぱり変化はあつてと思ひます。次の③の質問ですけれども、現在、日本の食料自給率は38%と言われていますが、福岡県はですね、やはり福岡市北九州市があるためか、少し少なくても18%ぐらいになるそうです。今後、食料自給率を上げるための課題としては、町長はどういうふうにとらえておられるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、福智町としては地産地消を考えないといけないというふうを考え

ております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、私もですね、やはりその地産地消ということがとても大事ではないかなと。特に農業を進めている福智町の中ではやはり、そういう考え方が必要なんだというふうに思います。またですね、輸入自由化路線から国内農業をやはり重視する国内農業を重視する方向へ変えていくとか、これは地産地消ということと重なると思うんですけども、天候や災害に採用されてしまう農業を維持できる体制に、町というよりは国がやはり対策をしていかなければならないのではないかなというふうに思っていますけれどもどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福智町でも同じように個人での農業の就農というのは、非常に厳しいものがあるというのがございますので、やはり法人化等を含めてですね、多くの方々に参加していただいて、担い手不足を補うという、手だてが、必要になってくるんじゃないかなというふうに感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ④の質問ですけれども、福智町の今後の農業政策、そして農業への支援をどう進めようかという問題です。今町長がおっしゃられたような、個人では厳しいための法人化とか、それから参加者をふやすとか、あるいは半農の人をふやすとか、そういうことがあると思うんですけども、それについては具体的には何か考えていらっしゃいますか。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） この農家の高齢化、就農者の減少対策としまして、福智町として担い手確保のための集落営農組織の法人化を今現在進めております。そのほかにも認定農業者、新規就農者、営農法人といった担い手への農地の集約化により、経営規模拡大、対応できるような大型機器の導入支援、それはほか生産性の向上に向けた対策を今現在講じているところでございます。ほかまたですね、新規就農に対する取組として、園芸作物などの高収益型農業の推進や、機械導入の補助を行い、農作業効率化の促進に向け、引き続き支援を行ってまいり所存でおります。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） いろいろな対策を今考えておられるということで、大変心強い御返事だったと思います。それとですね、福智町のブランドである、赤池梨のことなんですけれども、この赤池梨も後を継ぐ人がいないということで、大変心配されていて私も心配をしています。梨づくりは大変手間がかかると聞いておりますけれども、何とか福智町にやはりその赤池なしというブランドを残していただきたいなと思います。赤池なしを残すためには何かいい方法を町としては考えておられるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私もこの赤池梨の農家の一つ二つ減っていくのは危惧しております。やはりこれこのかじをですね、取り組んでいただける、新規の就農者、そういう方々への商業と申しますか、募集辺りを含めてですね、PRしていかないと、このままじゃ、赤池梨も高齢化に伴い、また一つ二つ減っていく、ところを聞き及んでおりますので、これを解消するためには、やはり外部からの新規就農者を呼び込む、その取組を行ってまいりたいというふうに感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。赤池梨を残すための努力をぜひしていただいて、せっかくの大事なブランドですので、このまま引き続いて、福智町の中で、そういう梨を育てる人をぜひつくっていただきたいというふうに思います。では、続けていきます。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。⑤の質問ですけれども、今回予算の中に、農業支援のための次世代人材投資事業というのが入っております。3人分で450万円が補助金から計上されています。しかし、実際農業はもうけが出るまでに何年もかかるような、仕事です。何年かかるかわかりません。町の責任で、農業を始めようとする人を継続的にやはり育成していく必要があると思います。3人分150万、1年では、やはり育てていくということは難しいんじゃないでしょうか。

○町長（黒土 孝司君） はい、黒土町長。はい、議員のおっしゃるとおりでございます。先日ですね、この農業の次世代世代ということで、新規就農者その方々、合計4名、いろいろと、委嘱状を交付しまして、新規就農者ということで、今、4名の方々に手を挙げていただいております。そういうふうに継続的に補助金が出る取組、というのも、必要になるんじゃないかなということ、この450万の補助金というのも、決して満足のいく数字じゃないと思いますが、それを引き続きですね、継続できるように、やはり、町としても考えていかないといけないというのが、今、現実の問題でございます。

○議長（皆川 高司君） はい。田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。農政課のほうで、そういうその新しい人たちを、農業に、農業を支えてくれる新しい人たちをつくるという取組に、ずっと取り組んでいることはよく知っています。とてもあの、皆さんが頑張っていることも、伺っております。ぜひ、若い、新しい農業する人たちが来てくださったらいいなというふうに思っております。じゃ、次行きます。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） ⑥の質問です。食料農業農村基本法という法律が、あります。食

料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、その基盤としての農村の振興を理念として掲げたものです。世界的な食料情勢の変化に伴い、今年20年ぶりに見直しが行われています。この中に、不測の事態の食糧保障という考え方が出されておりますけれども、これを町としてはどう捉えておられるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これについて国において行われている不測時における食料安全保障に関する検討会というので検討に入っておりますので、その動向を自分らは注視していく。それは今現在のところでございます。これについても、うちの農政課も含めて、私どもとしまして不測時における食料安全確保、こういう部分の検討会のね、意見、注視しながら、うちに取り組める部分については、どんどん取り組んでいく所存でございます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 残念ながら今回の見直しが、今までよりも、何か後退する見直しになるのではないかと、意見がたくさん出ておりました。今その不測の事態ということを申しましたが、不測の事態とは気候変動や、大きな災害ももちろん含まれると思いますが、政府が考えている中で、有事、つまり、戦争が起こった事態も想定されているのではないかと、意見があります。生産転換として、花や果物はつくり、高カロリーの芋類などをつくるということを国が命令出来、流通も、国が一方向的に規制するということが検討されております。これは私は農家の努力をないがしろにするやり方だと思います。こんなやり方を続けていけば、離農をもっと進めてしまうのではないかと心配をしております。町長の考えを伺います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この不測時における食糧確保安全確保という部分については今議員がおっしゃいました芋とか、その昔戦時中の食糧確保、そういう部分を指摘されてるんじゃないかなと思いますけれども、幅広く、これを安全確保する、安全保障をする、食料をつくる、そういう部分が1番大事なんじゃないかなというふうには感じてますけど、

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、私の考えが杞憂であって、町長の考えが正解であることを祈るばかりです。はい。いや、⑦の質問に移ります。どうぞ。はい。今後、海外から輸入されている食料、肥料、飼料、あるいは種子などがですね、輸入出来なくなるようなことが起こるかもしれない。ということも考えられます。私たちの命のもとである食糧を育てる、農業の振興にもっと予算をふやすということを国に求めていくべきではないでしょうか。先ほどの食料自給率38%と、日本は申しましたけれども、食料だけではなくて、肥料、飼料、そして種子もですね、現在、輸入している状況なんですよね。それが輸入出来なくなれば、食料自給率は一気に下がる

というふうに言われておりますから、やはり、町長が先ほど言われたように、福智町の中で地産地消で農業を大きくしていくという考え方がこれから本当に大事になるのではないかと考えています。そのための予算措置を、この小さい町だけでやっていくということは絶対もう、限界が来ますので、国に求めていくべきではないかというふうに考えています。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員がおっしゃるとおり、いうふうに、一緒の考えでいるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、政府は今までですれずと大規模農業を推進してきたんですよね。しかし私は、大規模農業ではなくて、法人化も含めてですね、小さな農業を応援しそれを支える財政的措置を行うことが、福智町に根を下ろしてくれる農家を増やすことにつながると考えています。そのためには、減り続ける農業予算を倍化させ、価格保障や所得補償などで、農家と生産者、農地を守り、食料自給率を向上させること、まずそしてその前に、平和であることが必要であると思ひます。国に対してぜひ農業予算をふやすことを求めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 大きな大規模の農業も必要ですけども、小規模農業でも必要ということで議員がまさに不足する部分を言ってくれたというふう感じておりますので、そのように国のほうに、（セイシイシ）していきますので、よろしくお願ひします。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では大きな2の質問に移らせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） 子どもたちに安全、そして農家に安心の学校給食についてということ。今の質問の続きのようになりますけれども、福智町の農業を維持継続するための一つの対策として、学校給食が大きなかぎを握っていると言えるのではないのでしょうか。福智町でつくった野菜や食材を給食として子供たちに食べてもらう、子どもたちには安全な給食を提供出来、農家には経済的な安心で農業を広げることができる。こういった取組が必要ではないかと考えています。①の質問ですけれども、現在、給食の食材は地元産のものと、学校給食会から購入しているものがあると思ひますが、その割合はどうなっているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、教育長より報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、給食における、地元産の割合ということでございます。令和4年度中の食材費の支出額の割合を申しますと、公益財団法人学校給食会からのウエイトが69.23%、地元が23.39%、その他県内業者は7.38%でございます。今年度についても同様の推移で進んでおります。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） もう1回お願いしていいですか。%。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） もう一度報告いたします。学校福岡県学校給食会からが69.23%、地元産は23.39%、その他県内業者からは7.38%といった比率でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 地元で購入しているものの内容を教えていただいてもいいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 地元産ということでございます。給食に使用する、野菜や肉、豆腐類などの生鮮食品は、年に1学期に1回、年3回、外部の機関を……、品物についてはですね、学校教育課長の給食センター所長より報告させます。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 学校教育課の田中でございますよろしくお願ひいたします。主に、地元産ということですので、あれなんですけど、コンニャク、あとは野菜の一部、それと、米がメインとなっております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 野菜類も学校給食会から購入しているものが多いということでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。

○学校教育課長（田中 智和君） 品物によってはですね、仕入れができるもの等は、52%ほど、地元の野菜、地元業者からの野菜という形で仕入れをしております。

○議長（皆川 高司君） 田寄さん次行ってください。4回目か5回目になりますよ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、②にいけます。はい。②の質問ですけれども、材料のですね、安全性については調査をされているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、先ほど少し説明しましたが、食に関する、野菜や肉、豆腐類などの生鮮食品は、学期に1回、年3回、外部機関、北九州衛生検査研究所へ、食品の検査を依頼

し、安全を確認しています。また加工食品や生鮮食品以外については、主に福岡県学校給食会から仕入れています。学校給食会には、独自の検査期限があり、取り扱う、市について、継続的に職員検査が実施され、安全が確認出来ています。あわせて検査結果が、随時ホームページページに公開されており、確認することが出来ます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、学校給食会のホームページを私も見てみたんですけども、かなり細かい調査をされていますね。最近、有害物質、農薬、添加物、放射能、そして、輸入品については、〇ー157その他をなんとかかんとかを、調べておられました。それは小麦粉とかレンコンの水煮とかそういうふうな輸入品に、かなり細かい調査をしていたと感じました。野菜もアスパラとかカリフラワーなんか、は調査をしていました。それで、そういう点ではですね、すばらしいなと思ったんですがただちょっと気になったのは、適不適なんですよ。何が幾ら、含まれてるとかいう表示ではなくて、こういう調査をしました。そして、これは適正と認めますという書き方だったんです。北九州のほうの調査のところもそういう書き方でしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 田中学校教育課長のほうに説明させます。

○議長（皆川 高司君） はい、田中教育課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、詳しい内容につきましては、ちょっと確認出来ておりませんので、ちょっと調べてまたお答えしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄さん。

○議員（3番 田寄みゆり君） では③の質問に移ります。除草剤や化学肥料の使用過多に、土がやっぱり衰えていくということが言われています。それが作物の減少につながりますし、安全性にも問題が出てきます。福智町で有機野菜や有機のお米をつくっている農家というのはあるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 本格的な有機農業というのは、農家を、現在把握はしていませんけども、今福智町が取り組んでいるものとして、朝倉市にあるアグリガーデンスクールアカデミーというのがあります。これは有機の土づくりの学校でございまして、その受講費用等について、今現在、助成をしております。その中で既に、4名の方々が、若手の農業就農者が、有機の土づくりの学校に行っていました。今現在有機でから、野菜をつくっているというのは把握してないんですけども、今上野地区でレモン栽培を有機で行っている方が、いるのは把握しております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。そういうような有機野菜への取組土づくりの勉強している方がいらっしゃるといことは非常に心強いことだと思います。④の質問ですけれども、町長もですね施政方針の農業政策の中で、有機農業を広げたいと書かれておりました。地元農家を応援するために、有機農業でのお米や野菜を給食で提供する取組が出来ないでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） この有機農家の野菜とか米とかいうのがまだ、抛出されませんので、まだ返答は困りますけども、そのように、有機の米、野菜が提供できるように、やっていくのは私どもの仕事じゃないかというふうに感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 子どもたちに安全な給食を食べてもらいたい、これは保護者の方だけでなく、農家の方々初め、町民の皆さんの願いであると思います。給食は継続的で確実な消費先であり、農業の活性化にとっても、学校給食での食材活用が大きな力になると思います。地元でつくられた食材は、食育の観点からも意義があります。農業、持続が困難になっている現状の中で、子どもたちには安全で、農家にとっても安心な、地産地消による農業活性化をぜひ、今町長の言葉もありましたけど、進めていただきたいと思います。はい。この質問を終わって。

○議長（皆川 高司君） はい、はいどうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では、3番目の質問に移らせていただきます。ふく～るバスの利用についてお尋ねをいたします。10月からふく～るバスの運行が本格的に始まりますが、町民の方より、幾つかのお問合せがありましたのでお尋ねをいたします。①ですけれども、まず、運行に使われるバスの大きさと台数をお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えします。ふく～るバスにつきましては、14人乗りが3台、10人乗りが1台、7人乗りが1台の5台で運行をしているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 例えばですけれども、お買物の荷物が物すごく大きくなった方とか多くなった方とか、あるいはそのシルバーカーを引いてお買物に行ってる方とか、車椅子の方なんかはバスの利用はできるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○議員（3番 田寄みゆり君） この件に関しましては担当課より、ちょっと報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課の木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） まちづくり総合政策課の木村でございます。よろし

くお願いいたします。先ほど、買物のキャリーバックの話ですが、今社協のほうとも話をしております、やはりキャリーバッグを持って乗られるのにとっても乗りにくいというような御意見をいただいておりますので、今後ですね、車両内、座席を一つとったりして、乗り込みがしやすいような工夫をしたいというところで、お話をしておりますがまだ予算化の件もございますので今後の検討ということになります。もう一つの車椅子の件につきましても、当初からそういった御要望がありましたが、今の車両では、車椅子を乗せるというのがちょっと、不可能でありますので、今後、また車両の購入時期だったりとか、ほかの方法でですね、利用が出来ないかということで、今後検討という形になるかと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ぜひ、よろしくお願いいたします。では、②の質問ですけれども、9月は福祉バスが運行終了となってふく～るバスのみとなっていると思います。広報では、利用者がふえていると報告されておりましたけれども、今のバスの運行状況と利用状況をお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福祉バス、3番目のことでよろしいですかね。3番の質問で、田寄議員、2番。バスの運行状況と利用状況をということでございますね。はい、1月より3台で実証運行を行ってまいりました。7月20日より、ふく～るバスのみの実証運行になってからは、5台で運行しております。8月にひと月の利用者数に関しましては、4,238人、1日当たりの平均利用者数は157人となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄さん。

○議員（3番 田寄みゆり君） すいませんその数は、前の福祉バスるときよりも増えてるんですかね、減ってるんですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） 増えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄さん。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。③ですけれども、以前、ふく～るバスが始まった最初のときに、よく聞いたのが電話するのがもう煩わしくて大変ということそれからスマホが使えないのでどうしていいかわからないという意見がたくさんあったんですけれども、今その状況は改善されてきたんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 予約の方法についても慣れというのがございますけれども、既に、ほとんどの方が予約方法に慣れてきております。

- 議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。
- 議員（3番 田寄みゆり君） 電話とスマホではどちらが予約が多いのでしょうか。
- 議長（皆川 高司君） はい、町長。
- 町長（黒土 孝司君） 担当課よりお答えさせていただきます。
- 議長（皆川 高司君） はい、木村課長。
- まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい、電話のほうが約86%、スマホでの御予約は14%となっております。
- 議長（皆川 高司君） 田寄議員、どうぞ。
- 議員（3番 田寄みゆり君） やっぱりスマホは難しいですね。はい、もう一つですね、乗降場所、ミーティングポイントというふうに書いてありましたけれども、これは、数がふえたことは、すごくよかったなというふうに評価したいと思います。ただですねその場所まで行けないという御相談もあったんですよ。そのミーティングポイントが遠い人や、ここに問題がある人には、自宅近くで迎えに行くということはやっぱり難しいのでしょうか。
- 議長（皆川 高司君） 町長。
- 町長（黒土 孝司君） 公共交通会議の中でですね、停留所の増というのを考えていきますので、その中で改善されるものと思っております。
- 議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。
- 議員（3番 田寄みゆり君） はい。④ですけれども、1日で複数の場所に移動する場合、そのたびに予約をするようになっていきますけれども、実際には、複数の場所に行くときはどういうふうに予約を今されてるのでしょうか。
- 議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。
- 町長（黒土 孝司君） 乗車時間がはっきりしている場合は事前に予約することが出来ます。行きも帰りも。乗降時間がはっきりしない場合はその都度予約というふうになっております。現在はその都度予約される方のほうがほとんどでございます。
- 議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。
- 議員（3番 田寄みゆり君） はい。大体おりの場所がわかれば、1か所2か所、予約できるということですね。そして、わからないときは、その都度、例えば、おりるときに、何分に来てねとかいうことができるのでしょうか。それは出来ない。はい、わかりました。はい、議長。
- 議長（皆川 高司君） はい、田寄さん。
- 議員（3番 田寄みゆり君） はい。最後の質問になりますけれども、利用料金のことです。1回200円となっておりますけれどもこの根拠をお尋ねいたします。
- 議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、担当課より詳しく説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 料金の設定についてでございます。まず、国交省が示しています自家用有償旅客運送ハンドブックによります、運賃設定の考え方や、令和2年、また令和5年の2月3月に実施しました。町民アンケートや、ふく〜るバス、福祉バスの利用者へのアンケート結果、また、公共交通計画の中で、資金調達計画による収支率などを示しておりますので、そういったものを総合的に勘案し、1回200円としておるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） バスを利用して通院やリハビリに行く場合に、65歳以上の方でも、週3回で、月に大体2,400円。週5回なら月に4,000円ということになります。65歳以下であれば、その倍ということ。そしてその別の場所に、さっき言ったように別の場所によると、またそれは別料金となります。そのため負担が大きいと、よく病院に行く人はですね、負担が大きいというふうな、御相談がありました。例えば、最高額を3,000円くらいと設定して、1か月使える定期券のようなもの、それから、また、サービス券つきの回数券のようなもの、そういうものをつくることは出来ないでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○議員（3番 田寄みゆり君） その件に関して報告させていただきますけども、65歳以上の高齢者の方には割引がございます。

○町長（黒土 孝司君） はい。今から言いますけども小中学生や町内在住の65歳以上の高齢者及び障害者手帳をお持ちの方につきましては、1回の利用につき100円、なります。未就学児については無料としております。定期券の導入の分につきましては10月以降の利用状況を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 今言った、週3回で2400円、週5回なら4000円は、100円の人です。はい、これ今、ふく〜るバス、新しい取組ですので、町民の皆さんに慣れていただく、上手に使っていただくまでは、まだまだ時間がかかると思います。その過程の中で、多少の修正が必要になるかもしれません。町民の皆さんの意見を聞いていただき、より使いやすい、町民に寄り添った袋バスにさせていただきたいと願ってこの質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、尾崎さつき議員の一般質問を許可します。はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） お疲れさまです。6番、尾崎さつきです。本日は、3項目を通告

書に従いまして一般質問をさせていただきます。最初の質問です。低所得の妊婦の経済負担軽減のため、初回の産科受診料の費用を助成する導入について、障害や困窮など、様々な事情で、出産前から、行政の支援を必要とする特定妊婦が法律に位置づけられた2009年から約10年間で8倍に、特定妊婦がふえています。課題を抱える女性を早く見つけて支援につなげている自治体もありますが、対応に差があるなど課題もあるようです。それでは、お尋ねいたします。福智町では、特定妊婦に対してどのような支援を行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より、お話しさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 健康子育て支援課の小松です。よろしく申し上げます。

町では、産婦人科未受診の場合は、医療機関を探し、受診同行したり、経済的支援が必要な場合は、生活保護等の申請窓口へのつなぎ、要保護児童対策地域協議会では、定期的に情報を共有し、関係機関と連携を図りと、妊娠期から出産後まで一貫した支援を継続しております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 本当に経済的な支援と寄り添った支援をさせていただいていると思いますけれども、そこに精神的な寄り添いというのはあるのでしょうか。

○町長（黒土 孝司君） はい、町長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 担当課長のほうから報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい、お母さんとですね、保健師のほうが、精神的な要請も含めて、継続的な支援を行っておりますので、いろんな、ことに対して、誠意を持って接していると思います。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 経済的にも精神的にも支えていただいているようで、少し安心をいたしました。7月24日の西日本新聞に、虐待を防ぐ目的で、特定妊婦の支援拠点として、相談事業に取り組むだけでなく、生活の場所を提供し、自立までをサポートする、ママリズムの記事を見つけました。この施設は、福智町にあることを知りました。福智町に住んでいる人は、安心して出産できるし、何より、このような施設が全国で18か所しかないことなどから、私は、この施設が福智町にあることにとっても誇りに思いました。黒土町長は、このママリズムの施設の存在をどのように感じておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。県が行います特定妊婦等母子支援事業、この中で委託されている

施設は、県下に2か所あるというのは承知いたします。その1か所が福智町にありますので、福智町にとりましても、とてもありがたい施設であるというふうに判断しております。入所要件とかそういった部分を、原則としてありますけども、入所の可否については県が判断いたします。その中で、まだ、残念なことに、福智町からその利用者がいないというのが残念でございますけども、この事業所を使われますのは、県が判断しますけども、その施設に入る方の所属する自治体が、それを支援するというのが現状の取組でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 私も町長も同じ気持ちであるということがわかりましたので、うれしかったです。ママリズムの施設の施設長さんに私は会いに行きました。施設長さんは、生まれてくる子どもの命はどんなことがあっても守りたい。望まない妊娠であっても、環境と愛情を持って接すれば人は変わる、貧困や虐待の連鎖は、防ぎたいと切実な思いを訴えていました。そこで私は、施設長さんに、町に対して支援してもらいたいことはありますかとお尋ねいたしました。特定妊婦を早く知ることで、支援も早く受けることができるので、低所得の妊婦の経済負担軽減のため、初回の産科受診料を町で助成していただきたい。そのように言われました。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 妊婦等健康審査に対しましては、母子手帳の交付時に、基本健診や血液検査を含めた、10万8,470円に相当する14回分の補助券を配布しておりますが、それとまた別にですね、昨年度より、経済的支援として、出産に伴う準備金として5万円、産後の子育て応援に5万円を、現在支給するようになっております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 確かに、福智町では、産前産後に10万円という給付金が出されていると思いますが、それは、半分は国の施策であると私は認識しております。実は、今申しました、特定妊婦の初回の産科の受診料なんですけども、これも、国が今年の4月から、半分支援しております。つまり、初回の診療は、1万円かかります、5,000円分は国が出します。あとの2分の1を自治体で出してあげてはいかがと思いますが、どうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるように1万円の分の半分というふうになってますけども、この妊娠の形態によって、初診料が変わるというのも聞いております。その分の半分は国が見る。残りの半分はどうかという部分がございますけれども、うちのほうとしては国が行います準備金、出産から産後の10万円の中で見ていただければというふうに思っておりますけれども、それでは足りないという御質問と思います。その分については検討の中に入れていきたいという

ふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） ぜひ、前向きな検討を、お願いしたいと思います。このまま次の質問に、よろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい。それでは、2番目の質問、選挙支援カードの導入について質問をさせていただきます。福智町の18歳以上であれば、選挙の投票に行かれると思いますが、投票に行きたい、でも、障害があったり、人と話するのが苦手な人もいます。誰もが簡単に投票できる、この支援カード、実際に、皆様の御手元に届いているかと思えます。こういった、カードであります。これを少しA4で刷っておりますので、大きめになっておりますけども普通もう少し小さいかなと思えます。これは実際に、去年の選挙のときに糸田で使われたものであります。それをそのまま、皆様の手元のほうにですね、置かせていただいております。これを見ていただいただけでも、一目瞭然で、こういった内容、投票者が、こういった内容を求めているかというのが分かるかと思えます。これは、1番最初は、北海道の札幌市手をつなぐ育成会が、障害のある人が選挙に行きやすくなるにはどうしたらよいかと考えてきたものです。事前に受付に支援カードを出すことで、必要な支援が明確になり、投票のお手伝いもしやすくなると思えます。福智町でも、これまでも、代理記載などのお世話をさせていただいたと思えますが、さらにもう一歩深く丁寧な対応をしていただけるような支援カードの発行後、検討いただきたいと思います。町長の見解をお聞かせください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この地方選挙国政選挙に関しましては、やはり選挙管理委員会というのがこれを把握しておりますので、このカードの発行については、選挙管理委員会が決定いたします。もしこれを、選挙カード支援カードを使うようにしようということで、選挙管理委員会が決断しましたら、広報の中でこれをお知らせするという形になります。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） ぜひ町長からも、私の意向をですね、しっかりと選挙管理委員会の方にお伝えいただければと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、そのように手続を進めさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） それでは、3番目の質問に移らせていただきます。福智町の観光について、議案書に、インバウンド観光コンテンツ増成支援事業補助金として、国からかなりの

金額が上がっています。多くの方を呼び込むには、まず飲食店、また、名産などの、もう少し町の整備が必要ではないかと感じております。町長は今後どのような視点で福智町の観光を目指されていかれるのか、その展望を教えてくださいたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この観光という部分に福智町としては一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますし、国内向けの観光促進はもとより、今後は、インバウンドを重視したという取組を進めていきたい、というふうに考えております。福智町には自然に恵まれ、美しい景色や文化的、資源が多くあります。しかし、まだまだ観光客も少ないのが現状でございます。まずは福智町の魅力を発信してもらうためのPRを推進していきます。また、訪日外国人観光客向けの情報提供や、サービス向上の取組を進めてまいります。インバウンド事業の拡大を目指していきたい。ここが1番の課題でございます。さらに、地域資源を磨き上げるとともに、民間の力を活用した新たなコンテンツを生み出していくことも進めたいと考えております。今後も地域ブランド化とインバウンドの促進を積極的に進め、福智町を、ますます魅力的な観光地にしていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 町長のお考えはよくわかりました。福智町にたくさんの方が来ていただきましても、やはり福智町でお金を落とさせていただく、それがやっぱり1番の目的ではないかと思えます。その中で、やはり飲食店というのは大事でもないでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そういった取組を今現在、外部の方の希望に沿ってですね、そばであるとか、そういう店舗のですね、拡大に向けて今現在着々と進めているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい、町長からですね、飲食店はしっかり用意してあるという、見解でありましたので、安心いたしました。3月議会でも質問いたしましたが、観光案内所もあるとより多くの方に、福智町を知っていただける案内ができると思えます。またこれもしっかりと進めていただければと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 3月議会でもお答えしましたけども、現時点で案内所を設置するほどのお客様を呼べるような、まだ実績がないためですね、設置検討をまだ行っていませんでしたけども、観光需要も回復傾向にあるため、コロナ禍が過ぎていってですね、そのほか回復傾向があるため今後の観光に関する動向を注視しながら、引き続き検討していくべき課題と、今現在認識しております。場所等についてもですね、自分の中にも、どこにしたらいいかというのは、考える

ところはございます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） まずは実績からと言われました。私も、観光ボランティアの1人です。今、町長が言われましたように、まず実績をですね、示しまして、また案内所のほうですね、またしていただければと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 次は、木村幸治議員の一般質問ですが、2時半までトイレ休憩といたします。

午後2時17分休憩

-----  
午後2時30分再開

○議長（皆川 高司君） 木村幸治議員の一般質問を許可します。はい、木村議員どうぞ。

○議員（14番 木村 幸治君） 14番の木村です。ただいまから一般質問を始めたいと思います。まず、ふく～るバスと福祉バスについてお伺いいたします。ふく～るバスについては先ほどほかの議員からも質問が大体似通った内容ではございましたけども、極力だぶるところは省略してまいりたいと思います。まず、7月20日から9月、今月末までの間、ふく～るバス、実証運行のため福祉バスの運行を休止中とあるけども、今後福祉バスはどういうふうな形になるのか。まだ時期は早いですけども、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この、今現在休止しております福祉バスにつきましては今月9月末をもって廃止となります。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） この件については以前にも私質問いたしましたけれども、福祉、循環バスを利用されている方から、運転手さんより今後廃止というふうなうわさが流れてきましたので、その確認も度々いたしましたけれども、その都度にはそういう返答はなかったんですけども、やはり、どうなったんだなというふうな形で思っておりますけども、また話は少し変わりますけれども何日か前の新聞報道ね、近隣市町村の香春町においても、オンデマンドバス、導入というふうな新聞記事がございましたけども、将来的にはやはりこういうふうな状況になっていくようなのかなというふうに思いますけれども、その辺についてちょっとお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 導入につきましては各自治体の公共交通会議の中で、調査、協議され、地域公共交通計画で決定されておりますけども、それぞれの地域の実情に応じて導入を判断され

るため、全ての地域でオンデマンドバスを導入するわけではありません。

○議員（14番 木村 幸治君） 次に3番目といたしまして、ふく〜るバスの実証実験のいわゆる状況というのは、具体的にどのような形でなっているのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 報告させていただきます。令和5年1月10日から9月末までの実証運行期間となっておりましたが利用者数が毎月増えており、4月以降、ひと月の利用者数は2,000人越えて推移していました。7月20日からふく〜るバスのみの実証人口になったこともあり、7月の利用者数は3,000人を超え、8月は4,238人の利用となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 月々に追うごとに利用者がふえているというような状況で、循環バスは廃止というような結論が出されたんだろうと思いますけども、車両は現在、この件についても先ほど14人乗りが、何台と言いましたっけ、3台と言ったのかな、14人乗りが3台、10人乗りが1台、これ7人乗りが1台の計5台で運行してるということでありましたけども、1週間ほど前でしょうか。私も町内うろうろしてましたら、循環バスに、ふく〜るバスのラッピングのシールを側面に貼って、循環バスの利用してましたけどもこれは、この台数の中に含まれてるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 含まれております。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） そうするとそういうもろもろの台数を含めて、現在5台で今後とも5台で運行していくと。ただし先ほどあったような福祉のいわゆる車椅子関係、についての、あれも検討も、先々は椅子出すということですよ。はい。次に4番目、5番目としまして、今後有料化で行うということで、以前にも言いましたけども、有料化で料金いただくと、本来から言えば、営業ナンバーをつけて運行しなきゃならないんじゃないかというふうに認識してましたけどもその点について、どうなのかっていうことをお伺いしたいと思いますし、また、高齢者とは何歳かということでも言いたいんですけど、これについても先ほど65歳以上ということでありました。次にもう一つは、幼児とか学生のいわゆる乗車が可能なのか、これも先ほどの中で述べたのかもしれませんが再度、この2点についてお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 10月より有料化となりますけども、1回当たりの運賃は、大人が200円、小中学生が100円、町内にお住まいの65歳以上の高齢者、並びに障害者手帳等をお持ちの方は、100円、未就学児については無料となっております。また、子供の乗車につき

ましては、中学生までは保護者同伴であれば、乗車が可能となっております。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 次に、6番目としまして、有料化になれば先ほど言ったように運営母体はどういうような形になるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この運営母体は事業主体が福智町でありますから福智町になります。それを運行委託しております社会福祉協議会については、運行業務を委託ということでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 先ほどから言ってるような有料となるとその料金、どういうふうな形が乗車して降りる度に100円を、料金箱か何かに入れるという形になるのでしょうか。そうすると、有料となると先ほど言ったように、営業ナンバーが必要じゃないかと思うんですけど、その点どうなんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より話をさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。まちづくり総合政策課課長、木村さん。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） まちづくり総合政策課の木村です。よろしくお願いたします。今、議員の御質問にありました、白ナンバーで運行ができるのかというところでございますが、道路運送法第78条の市町村運営有償運送、というものを公共交通会議の中で、地域の公共交通事業者や、乗務員の大臣認定講習等を受けたというような条件を満たせば、白ナンバーで走ることが出来ます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） そういうことであればわかりました。はい、それでは続いて次の項目に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（14番 木村 幸治君） はい。次は市場草場地区の地域防災設備についてお伺いいたします。7月でしたか、ごめんなさい8月でしたね、集中豪雨で、草場地区に防災ポンプを設置しておりますけども、8月の豪雨で、冠水してしまったと。地元の人としては、これだけ立派な揚水ポンプを設置されれば、冠水はもう今後も起きないだろうと。いうふうに思ってたんですけども、私もそう思っていました。ところが朝行ってみると、1メートル以上でしょうか、冠水してましたけれども、これについて、ポンプの能力とかそういったものについてまずお伺いしたいと思いますけども、その経緯とポンプの能力についてお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 経緯から報告させていただきます。このポンプにつきまして我々は、令和3年度、国土交通省が施工する、新型のポンプ設備設置に関する公募というのがございました。その中において過去に浸水被害があった草場地区にポンプ設置を応募したところ福智町が採用された、そのことにより設置されることとなりました。またポンプ能力についてですが、計画排水量が毎秒1トンで、エンジンは自動車用のディーゼルエンジンでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 次に管理、このディーゼルエンジンポンプ排水ポンプでございますけれども、この管理はどこが行ってるんでしょうか。地元でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 設備の管理につきましては国土交通省の遠賀川河川事務所でございます。排水操作につきましては町が行うようになっております。操作は町が行う、管理は国土交通省ということです。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 3番目に内水氾濫に対して毎秒1トンと排水能力があるということですが、それにもかかわらず、内水氾濫を起こしてしまうと、なぜなのでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 前日までの降雨により、地区内のため池が満水になっていたため、降った雨が全部直にですね、市場地区のポンプ場のところに流れ込んできた。というのも一つございますが、事前放流などの措置がとれなかった、これがまず大きい部分でございます。当日はですね計画排水量を超えた水が流入し、このポンプに不具合が重なった。要するにバッテリーに不具合があってポンプが稼働しなかった、そのことによって地区内ですね、道路と農地の一部が冠水したということでございます。本ポンプが稼働し出してからは、その傾向はございませんでした。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 内水氾濫をした原因として地元の、いわゆるため池あたりの放水状態で、増水したということでありましてけれども、この雨についてはずっと何日か前から天気わるくてある何か所かについては放水は止めてたと認識してはいますけれども、8区の、吉ヶ浦池に関してはもういわゆる満水、ある程度状況が近かったせいで多分とめることは出来なかったんだと。止めてあるとするようになりますと、とてもじゃないけれどもそれ以上の増水が出て氾濫を起こす可能性があったということでありまして。この内水氾濫を起こしてしまったんですけれども、この草場地区の内水氾濫の状況というのは、どういう状況であったのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 内水の氾濫のことなんですけども、ため池がですねちょうど農繁期に入るために水を確保しないとイケない、だからいたずらにですね雨が降るからといって農家の水位を下げる事が出来ない。そういう部分があって、ため池の中の水はですね、予想以上に早く上がって、降った雨が全部流れて、河川の水路のほうに流れ出した。そういうのが一つの原因でございました。やはり農繁期になって、ため池の水を落とすということはちょっと不可能に近いものがございます。それはやはりその後の降雨の問題がありますから、一気に排水を下げて自然放流を先にやってとか、いうことが、手だてがとられなかった、そういうことはありました。これを防止するためには、やはり早期にポンプを稼働しないとイケないということだったんですけども、エンジンがバッテリー不具合でかからなかった、それが2番目の要因でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） はい、私の質問は内水氾濫の状況はどうであったとかということをお聞かせ願ったんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、被害状況につきましては道路の一部及び農地の一部が冠水したということ、自分たちの目の確認させていただきました。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 周辺住宅地のいわゆる、調べたら床下浸水というような状況には至ってなかったということでしょうか。はい。そういうことであれば初期不動がミスがあったということで今後そういった改善はなされていただけるものというふうに思いますんで、ぜひ、今後そういったことが起きないように対処していただきたいというふうに思います。以上で私の質問とします。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。お疲れ様。はい、それでは次は朝部壽議員の一般質問を許可します。朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 9番、朝部でございます。皆様お疲れでございます。今回は、2点についてですね、質問させていただきます。まず、福智町公共施設、旧3町についてということでお伺いしたいと思います、田川市郡で唯一合併した福智町、早いもので、18年を迎えたところでございます。18年を迎えた中でですね、町に尋ねてもよかったという話は、残念ながら、私だけかもしれませんが、聞いたことがございません。各施設についてお伺いいたします。まず、ここ、金田、本庁のですね、建設年月日をまず教えていただけますかね。

○議長（皆川 高司君） はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） この庁舎の建設年月日は平成8年3月15日であります。現在27年と6か月が経過しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） それで27年6か月ということですが、今回浄化槽の、撤去という形になっておりますけど、まず、私が伺った中で、今まで伺った中でですね、浄化槽の耐久年数、50年と伺ってたんですが、これで間違いないですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ、浄化槽の耐用年数はおおむね30年と設定されております。使用可能年数は50年程度が妥当としているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） この本庁舎の今浄化槽の構造物っていうんですか、どういう形で、現在までの構造は、どういうふうな形で、作られたのか、教えていただけんですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この浄化槽の構造につきましてはP C型の合併浄化槽ということで360人槽となっております。このP C型の合併浄化槽というのが、FR Pの浄化槽の下にコンクリートの台、置物をつくってその上にFR Pを載せると、そういう構造になってます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。続いて2番目行きます。旧赤池庁舎、現在は図書館に変更されておりますが、この赤池庁舎については、年月日はいつになりますかね。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 赤池庁舎の建設年月日については平成11年の3月31日となっております。現在24年と6か月が経過しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 構造物は先ほど言われた、P C構造ということでよろしいんですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この赤池庁舎につきましては汚水処理用使用につきましては、共同の処理のため、今、赤池の、公園の広場の道挟んで前のほうになりますけども、そこに浄化槽が2つ設置されております。それに流す状況になっております。P Cと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 同じP Cということでございますね。それでは、3番目に入りま

す。方城支所は現在廃止になっておりますが、

○町長（黒土 孝司君） この方城支所は年月日はいつですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 方城庁舎につきましては、建設年月日は平成10年の12月25日となっております。現在24年と8か月が経過しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） ありがとうございます。なら構造物についてはここも同じPCでございませうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、この近い年限の分については全部がその構造となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） ありがとうございます。続いて4番目いきますね。自分とこの、方城、第38区、東ヶ丘というところなんですけど、ここの集中合併槽は設置されていると思いますが、集中合併槽の設置年月日はいつになりますか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この東ヶ丘の浄化槽につきましては昭和57年に設置され、今現在、40年を経過しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、その中でですね40年ということで、毎年、少なからずですね、補修工事をされているとは思いますが、耐久年数を50年とするなら、あと10年ですかね、迎えた場合に、40年から、今から10年たった場合に、今の現状のままです、大丈夫なのか、まず、これを教えていただけますか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これを、方城東ヶ丘の浄化槽については、約40年経過しております。

経過の耐用年数は30年としておりまして、40年を経過しておりますので、この浄化槽につきましては、基金を活用しながら、もうそろそろ扱わないといけない時期に来ております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、今回、補正予算を計上した中でですね、各基金に繰入れていると思いますが、万が一この今東ヶ丘の、浄化槽がですね、万が一使えなくなると、いうようなことが、起きうるのかなあと、自分とこの住民がですね、やっぱ40年もたってるんだって、もう大体皆さん把握されてると思いますが、そこで、今の基金です、大丈夫なのかどうなのか、足りるのか、お伺いしたいと思いますが。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 浄化槽の改修におきまして幾らかかるってのは業者見積り等を含めないと判断出来ませんが、この基金、活用は、もう突然壊れるとなると、当然改修しないといけない。その分の資金の一部に、この基金の1億2,000万を充てるという考えではおります。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 基金が今、1億2,000万という形で、それで足りるであればいいんですけど、先の委員会の時でもですね、これについてちょっと、進言しましたが、やはりこれ補正予算この4号で、かなりの補正予算を組んでますが、東ヶ丘のこの基金でもですね、やはりもう少し余裕のある基金にしていだけたら、住民もですね、安心して、大丈夫なんだ、私も言えますから、そこら辺、もう少し、熟慮していただけるんですかね。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 東ヶ丘の部分についてはもう耐用年数を超しております。その中で、下に流れている東ヶ裏の池のほうについても、不具合、苦情が出たりしておるところでございますので、もう早期にですねこれは扱うように検討しないとイケないというふうには判断しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 東ヶ丘の浄化槽についてはですね、過去の話になりますが、方城時代に、当時の行政よりですね、基金を東ヶ丘に投げかけるから、あとは、地区のほうで面倒を見てくれという形の話があったので、ちょうど私が、その当時、合併前ですから、常会長という立場でですね、いたんですけど、それを、会議を開いたところ猛反発を受けてですね、そんなことは出来ないんだという形で、そういう経緯もありますので、今町長が言われたように、しっかり考えていただいているんだなあということですね、理解しますが、本当に当地区の方々に、安心安全なですね、浄化槽であってほしいなということで、思いますので、よろしく願いしたいと思います。議長いいですか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 次に、情報公開についてということでお伺いたしますが、情報公開については、各自治体においてですね問題されていると思います。いろんな、テレビ報道や新聞報道でも、今、うたわわていますが、午前中ですね、高津議員やったと思うんですけど、情報公開の入札結果等々ですね、公表要綱の件についてなんです、10月1日より、公表ネット、ネットで公表するということによろしいんですね。はい、ありがとうございます。まず今までの経緯をちょっと言いますとね、やっぱり高齢者や、それから、移動手段のない方々がやっぱ庁舎までなかなか来れないんですよ。それで、その中で、今、公共工事は、どういう工

事をやってるんだというようなことですね、やっぱ尋ねられることもありますし、要望して、いつ、地域の要望はかなえられるんだというようなことでもですね、尋ねられたりしますのでね、10月1日より、できるということで、それは地域の皆さんには報告したいと思います。その中で、次行きますけど、今後については、今言ったように10月1日からやれるんだということですね、今後も速やかに、公正、公明正大にですね、進めてほしいというのは、私の見解です。よろしくお願ひしたいと思います。続いて3番目に行きますが、現在、広域で進められているごみ処理及びし尿処理についてお伺ひしますが、まずちょっと、おわびをしておきますが、私は今、下田川の施設組合の議会議員でありますけどね。議長からこういう質問していいのかと言われてちょっと、指摘を受けましたけど、まだ議会議員になってからですね。6月1日に臨時会があつてですね、正副議長の会議がありました。その後ですね、7月28日に、今年度、5年度の第2回の組合議会が開かれたんですけど、まだ2回ということで、4年度の分とか、今年度5年の7月補正だとか、そういうのはもう把握出来てるんですけど、過去からですねこのし尿処理、今稼働されているんですけど、し尿処理の稼働年月日はいつになるんですかね。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） このし尿処理、今稼働をしている分については、でよろしいですか。これは去年の12月より、これ稼働しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。その中でですね、福智町から負担金は、最終的にどのぐらいの金額を、出資されたのか、もう稼働されているからですね。多分最終的な出資された金額は出てるんじゃないかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 令和4年度までに出資している、負担金につきましては、3億7,126万円の負担となっております。はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） ありがとうございます。続いてですね、このごみ処理施設、については、現在、建設中ではありますが、令和4年度末、現在のもので、負担金の額は幾らになるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 先ほど報告した令和4年までがですね、このし尿を含めて、ごみ塵芥処理の分も含めて、3億7,126万円ということでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、わかりました。合わせて3億7,210万ですね、その中でですね、1年半後、令和6年度末までに完成の予定とは考えてるんですけど、最終的に、福智

町の負担金額は幾らになるのか、収支の予想はされていますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 最終的にですね、3施設の総事業費の予算額でありますけれども、426億円というのが示されておりますけれども、それから約67億円の削減に当町が進めたところでありますので、仮に、総事業費を359億円とした場合、福智町の負担額は約13億に、起債利息、起債対象外経費を加えた額となる見込みです。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、今報告ありましたけど今回、大任町から、これ、皆さん、もらったんだろうと思いますけど、中読んでみますとですね、やはり大任町長、組合長になると思うんですけど、いろんな、削減を、今、町長が言われたように、削減をされてるんだと。いうことですね、そういう面においては、敬意を表したいと思いますが、その中で、令和7年度から稼働と考えられるんですが、ごみ袋等々ですね、受益負担は、現在のままなのか、また、何%上昇するのかですね、今分かれば教えていただけるんですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ごみの袋についてはですね、今現在の価格でそのまま推移というふうに自分のほうは考えておりますけれども、それ今からはですねごみの種類によって分別が増えてまいります。それに応じた袋というのが出てくると思います。それに分けて、ごみを出すという形になりますので、その分が分別した分、ごみ用の袋が新たに増える。その部分の価格について今の価格とそう変わらない価格になるよと、自分たちのほうは要請してまいります。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） ありがとうございます。ごみ袋の、大で650円ですかね。燃えるごみ、わかりませんか。皆さんやっぱごみ袋は買わないんですね。やっぱ主婦が買うからですね、多分私の記憶では650円かなと、大ですね、小中とかあると思うんですけど、650円かなあということに思います。今町長が今の現状のままということで、非常にいいのかなあと思いますので、町長としても、今後ですね、しっかり頑張っていただきたいなというふうに思います。それとちょっと聞き忘れたんですけど、負担金はこれ、人口割、それから処理量割、こういう形でなってるんですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そうでございます。負担割につきましては、処理量割と、人口割、それで分けるようになります。うちのほうが、田川市郡で言いましたら、18%、負担に。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。ありがとうございます。最後に、今回の町長選挙において、

黒土町長は、いろんな公約をかけて掲げていると思います。しっかりとですね、町民の負担や不利益にならないような政策を進めていただければありがたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員の言われますように費用対効果というのを踏まえ、町民の不利益をできるだけ排除しながら、全力でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。黒土町長初め執行部の皆さん、今後もですね、一致団結して、よりよい町、福智町をですね、実現して、もらえれば、町民も喜ぶと思いますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

----- . ----- . -----

○議長（皆川 高司君） 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全て終了しました。皆様にお諮りします。明日20日に予定していた一般質問も全て終了しました。明日予定していた一般質問の議事日程を繰上げ最終本会議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、明日は一般質問の議事日程を繰上げ、最終本会議とすることに決定しました。明日午前9時より開催いたしますので、御参集ください。会議を閉じます。本日はこれで、これにて散会いたします。

午後3時09分散会

-----

議事日程 (第3号)

令和5年9月20日 午前8時58分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
  - ・厚生常任委員会
  - ・産業建設常任委員会
- 福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会委員長報告
- 日程第3 認定第1号 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第50号 福智町フットサルコート複合施設条例の制定について
- 日程第5 議案第51号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第54号 福智町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第55号 令和5年度福智町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第10 議案第56号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第57号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第58号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、  
2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第14 選挙第10号 田川地区斎場組合議会議員の選挙について
- 日程第15 福智町議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 福智町議会議員定数削減特別委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
  - ・厚生常任委員会
  - ・産業建設常任委員会
- 福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算特別委員会委員長報告
- 日程第3 認定第1号 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第50号 福智町フットサルコート複合施設条例の制定について
- 日程第5 議案第51号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第54号 福智町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第55号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第56号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第57号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第58号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第14 選挙第10号 田川地区斎場組合議会議員の選挙について
- 日程第15 福智町議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 福智町議会議員定数削減特別委員会の閉会中の継続調査について

---

出席議員（18名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 浦田 大介君 | 2番 森野 和彦君 |
| 3番 田寄みゆり君 | 4番 石谷 光信君 |

5番 橋本 騰馬君	6番 尾崎さつき君
7番 小松 繁信君	8番 木戸 勝正君
9番 朝部 壽君	10番 楠木 靜則君
11番 堀江 政洋君	12番 沼口 富生君
13番 高津 鶴己君	14番 木村 幸治君
15番 日比生洋一君	16番 矢野 博文君
17番 原田 幸美君	18番 皆川 高司君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	野見山秀嗣
書記	松井 健太		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	八代 賢一
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	若林 友克	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	防災管理・管財課長	山本 一博

---

午前8時58分開議

○議長（皆川 高司君） おはようございます。

まず初めに、議事録の公開について報告します。令和5年5月31日の全員協議会で決定したとおり、令和5年第2回、6月議会定例会分から、議事録を見ホームページ上にアップいたしますのでよろしくお願いをします。

それでは、ただいまより令和5年第3回定例会本会議第3日の会議を開きます。本日は議員全

員出席でございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。

町長挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 改めまして、皆様、おはようございます。本会議初日で上程し、議案第50号から議案第58号までの9議案につきまして、各常任委員会、また、認定第1号につきましては、決算特別委員会において慎重審議をいただきました。本日、最終日を迎えることが出来ました。上程いたしました議案等について、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、生涯学習課澤井課長は体調不良のため、本日は欠席しておりますので、御了承願います。

○議長（皆川 高司君） はい、本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、15番日比生議員、16番矢野議員を指名します。

---

#### 日程第2. 各常任委員会報告並びに特別委員会報告

○議長（皆川 高司君） 日程第2、各常任委員会報告及び決算特別委員会報告を議題とします。まずは、総務文教常任委員会報告を橋本委員長。はい、橋本委員長。

○総務文教常任委員長（橋本 騰馬君） おはようございます。総務文教常任委員会報告をいたします。

御手元に配付しています報告書の1ページから4ページです。9月7日、議会委員会室にて、総務文教常任委員会を開催しました。今定例会で当委員会に付託された案件は、議案4件、請願1件です。慎重に審議した結果、全て可決、採択すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので、御参照願います。以上で総務文教常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、厚生常任委員会報告を矢野委員長。はい、矢野委員長。

○厚生常任委員長（矢野 博文君） おはようございます。厚生常任委員会報告をいたします。

御手元に配付しております報告書の5ページから7ページです。9月8日、議会委員会室にて、厚生常任委員会を開催いたしました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案6件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので、ご参照願います。以上で、厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、産業建設常任委員会報告及び決算特別委員会報告を、日比生委員

長。はい、日比生委員長。

○産業建設常任委員長及び決算特別委員長（日比生 洋一君） おはようございます。産業建設常任委員会報告をいたします。

御手元に配付されています報告書の8ページから10ページです。9月11日、議会委員会室において、産業建設常任委員会を開催いたしました。本定例会で当委員会に付託された案件は議案1件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定いたしました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので御参照願います。以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

続きまして、決算特別委員会報告をいたします。

御手元に配付してあります報告書の11ページから15ページです。令和5年第3回福智町議会定例会において、当委員会に付託されました、令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出の決算について、9月13日、決算特別委員会を開催いたしました。当委員会の主な意見としては、不用額の大きい項目については、3月の補正予算で減額措置し、決算時には最低の金額を残すことを指摘しました。審査の結果、当委員会に付託されました議案については、認定すべきものと決定しました。なお、その他の審査意見については、報告書を御参照ください。以上で決算特別委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） ただいま行った報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。以上で、各常任委員会報告及び決算特別委員会報告を終わります。

---

### 日程第3. 認定第1号 令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（皆川 高司君） 日程第3、認定第1号、令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。これより討論を行います。認定第1号について、討論の方はありませんか。討論。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 認定第1号令和4年度福智町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論いたします。まず、地方創生臨時交付金の使い方です。令和4年度は、5億4,814万7,000円の交付金が支給されています。このうち直接町民の生活支援に使われたものは、プレミアム商品券助成金1,020万円、指定管理施設支援金1,989万6,000円、公共交通事業継続支援金1,646万7,000円、グルメキャンペーン助成金2,737万5,000円、大学生支援1,956万7,000円、低所得者以外の子育て支援

5,877万円、燃料高騰対策支援1,489万円、合計が1億6,714万7,000円でした。これ不用額が2,370万円出ております。その上に、最終的な実質収支額、つまり残ったお金というのが10億3,500万円あります。これだけのお金があればもう少し、コロナと物価高の中で、毎日を必死に暮らしている町民支援のために使ってもよかったですのではないのでしょうか。次に、マイナンバーカード関係の支出金が1億5,200万円出ています。特に問題だと思うのは、地方創生臨時交付金を使って、マイナ商品券によるマイナンバーカード普及事業を行ったことです。マイナンバーカードに対するトラブルが発生している中で、カード普及のために、物価高騰に苦しむ町民の生活を利用するようなやり方には問題があったと思います。カード普及率による交付税の削減など、おどしをかける国のやり方は乱暴で許されるものではありませんが、それに対して町は町民の側に立った政策をしていただきたいと希望いたします。共産党は、このマイナンバーカードにはずっと反対をしていますので、この決算の認定に反対をいたします。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、ないようですので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。次から発言される方は、マスクをとって発言してください。これより採決します。本案は表決システムにより採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### 日程第4．議案第50号 福智町フットサルコート複合施設条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第4、議案第50号福智町フットサルコート複合施設条例の制定について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決する

ことに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第51号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第51号福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって、本案は委員長のとおりに可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第52号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第6、議案第52号福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって本案は委員長のとおり可決されました。

---

**日程第7. 議案第53号 福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（皆川 高司君） 日程第7、議案第53号福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です。よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第8. 議案第54号 福智町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（皆川 高司君） 日程第8、議案第54号福智町重度障がい者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

これより討論を行います。本案について討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数、全員賛成。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第9. 議案第55号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第9、議案第55号令和5年度福智町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 議案第55号令和5年度福智町一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論いたします。まず、97億6,000万という額を追加し、総予算額を289億3,000万円にするという予算案、大変驚きました。近隣の自治体でも、こんな額の補正予算は余りないと思います。まだ、半年の状況で、以前町長は、福智町の予算として妥当と思われるのは、年間予算130億から140億円の間ぐらいと言われていましたけれども、その倍の予算となっています。この補正額が福智町として、妥当な補正額なのかということがまず大変不安があります。特にふるさと納税に関する予算が突出していますが、この予算については、担当課などからお話を聞いて、この9月議会で、返礼品を確保する予算計上が、必要であると説明を受けましたので、そのことについては納得をいたしました。しかし今回の補正予算では、ふるさと納税の指定寄附金を含め、基金費が60億4,300万円となっています。福智町の令和4年度の基金、つまり貯金は218億円となっています。厚生常任委員会で町長に、この基金をどう使うおつもりですかと伺いました。町長は施政方針の中でも述べられていたのと同じように、公共施設の統廃合に使う必要があるので、これだけの基金が要りますというふうにお答えされました。町長が言われるように、多くの施設を抱えた福智町では、この施設の維持と老朽化が今後大きな負担となることから、なるべく早く問題の解決を図りたいと考えておられることは十分理解出来ます。しかし、今まず考えるべきは、町民の暮らしを守ることではないでしょうか。この中で疲弊し、物価高騰にあえぎ、この酷暑の中でようやく暮らしている。その上10月からは、インボイス制度が導入されます。農家の方や個人事業主、中小企業の方々、町民全体の生活が心配されますが、年金者、年金生活者や非正規雇用の方などからも、生活が大変、電気代がもうふえて困っているガソリン代の負担をどうしようかという声が聞かれるようになりました。今はまず生きている町民の暮らしのために、予算を使っていただきたいとお願いしたいと思います。近隣の自治体でも、多少ではありますけれども、そういう困ってる方々の支援をするということがまだ続いております。ぜひ、福智町でも、そういう困った方々の支援を第一に考えていただきたいと思って、この議案に反対いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する各常任委員会委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。本案は、各委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第10. 議案第56号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について**

○議長（皆川 高司君） 日程第10、議案第56号令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第11. 議案第57号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について**

○議長（皆川 高司君） 日程第11、議案第57号、令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり原案を可

決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって、本案は、原案のとおり、可決されました。

---

**日程第12. 議案第58号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算  
(第2号) について**

○議長（皆川 高司君） 日程第12、議案第58号令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これより討論を行います。本案について討論の方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） はい、押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です、よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第13. 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、  
2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について**

○議長（皆川 高司君） 日程第13、請願第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について議題とします。

これより討論を行います。請願第2号について、討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり原案を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です。よって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択されました。ただいま採択されました請願の事務処理については議長一任ということで御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、事務処理については、議長一任と決定いたします。

---

#### 日程第14. 選挙第10号 田川地区斎場組合議会議員の選挙について

○議長（皆川 高司君） 日程第14、選挙第10号、田川地区斎場組合議会議員の選挙について議題とします。なお、この選挙につきましては、田川地区斎場組合管理者に黒土町長が互選され、組合議員の職を失うことになったため、当組規約第6条第3項の第1号により、議会議員のうちから、追加で1名を選任するものです。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい。異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。田川地区斎場組合議会議員に楠木議員を指名します。ただいま指名した方を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名した楠木議員が、田川地区斎場組合議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

#### 日程第15. 福智町議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（皆川 高司君） 日程第15、福智町議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について議題とします。会議規則第74条の規定により、福智町議会広報特別委員会委員長より、御手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**日程第16. 福智町議会議員定数削減特別委員会の閉会中の継続調査について**

○議長（皆川 高司君） 日程第16、福智町議会議員定数削減特別委員会の閉会中の継続調査について議題とします。会議規則第77条の規定により、福智町議会議員定数削減特別委員会委員長より、御手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全て終了し、今定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定により、これを持ちまして令和5年第3回福智町議会定例会を閉会します。

午前9時27分閉会

---